

2017北海道内市町村の総合計画 に関する調査報告書

平成29年9月1日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I. 調査の概要	3
II. 調査の結果	
1. 前提条件	4
2. 総合計画の策定及び議決根拠規定	5
3. 総合計画の体系・性格・策定理由	8
4. 総合計画策定時の住民参加の範囲	12
5. 総合計画のDo段階	19
6. 総合計画のCheck & Action段階	21
7. 総合計画のマネジメントにおける重点課題	31
8. その他	33
III. 総合計画の研究	
1. 総合計画の根拠規定	35
2. 総合計画(計画)と首長マニフェスト(政策)との関係	40
3. 総合計画の形態比較	41
4. 総合計画が直面している課題	42
5. 総合計画策定への提案	44
資料編	46
あとがき	62

I. 調査の概要

1. 調査対象

北海道内179市町村

2. 調査期間

平成29年4月22日～6月1日

3. 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

4. 調査時点

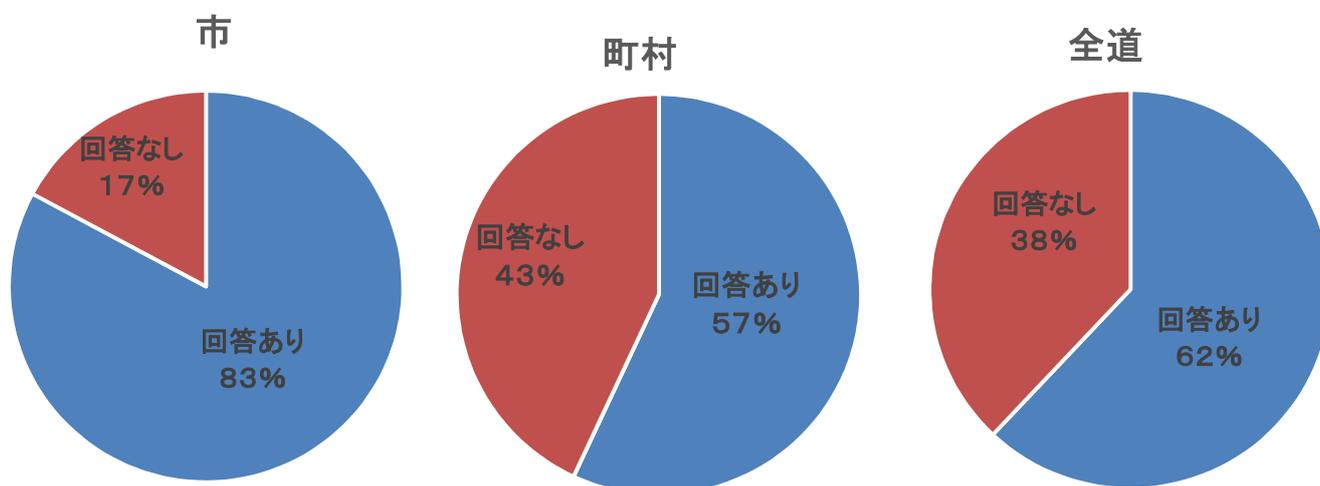
回答時点

5. 調査の目的

基本構想の策定義務が廃止(平成23年8月1日)になった以降、総合計画の策定根拠等にどのような変化が生まれたかを調査することを目的とした。

6. 回収率

項目	市	町村	計
市町村数	35	144	179
回答	29	82	111
未回答	6	62	68
回答率	83%	57%	62%



II. 調査の結果

1. 前提条件

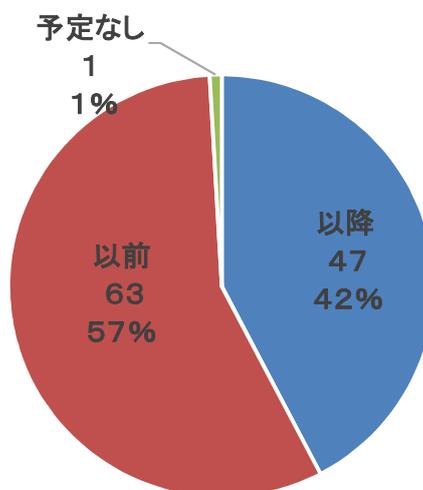
回答の市町村の総合計画策定状況を基本構想の策定義務が廃止(平成23年8月1日)になった以降と以前に区分し、その特徴を分析した。

策定した総合計画の時期による区分(問1)

表1: 基本構想策定義務廃止以降・以前の区分ごとの市町村数

区分	市町村数	比率
以降	47	42%
以前	63	57%
予定なし	1	1%
計	111	100%

(注)「予定なし」は総合計画を策定する予定がない市町村

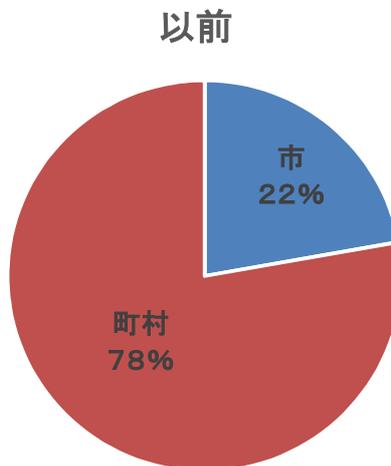
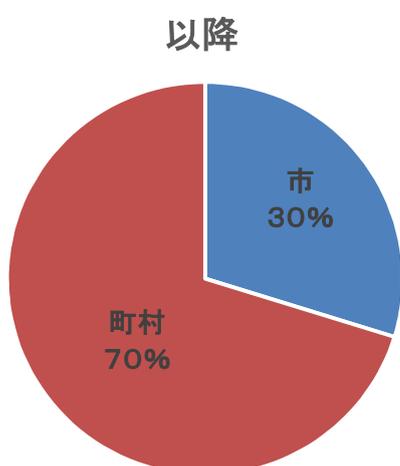


以降＝平成23年8月1日以降に策定した総合計画
以前＝平成23年8月1日以前に策定した総合計画

表2: 基本構想策定義務廃止以降・以前別市町村数

区分	市	町村	計	比率
以降	14	33	47	43%
以前	14	49	63	57%
計	28	82	110	100%

(注)回答中総合計画策定予定なしが1市ある。



2. 総合計画の策定及び議決根拠規定

基本構想の策定義務が廃止（平成23年8月1日）された以降と以前に区分し、総合計画の策定根拠及び議会の議決根拠を市町村がどのように整備したかを分析した。

(1) 行政の総合計画策定の根拠(問2)

行政の総合計画策定の根拠規定の有無(全体:110市町村)

	自治基本条例	計画策定条例	要綱	その他	根拠規定なし	計	根拠なし比率
以降	20	8	4	4	12	48	25%
以前	18	3	1	0	42	64	66%
計	38	11	5	4	54	112	

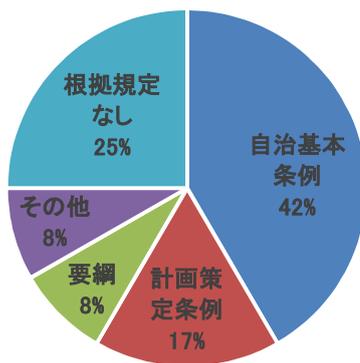
(注1)重複が以前に1町、以降に1町ある。

(注2)以前の市町村の根拠規定の有無は公共政策研究所が例規集より判断

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

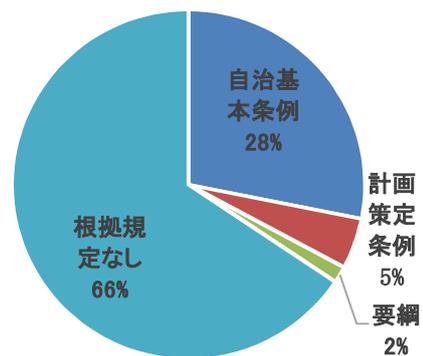
以降



根拠規定なし

区分	市	町村	計
以降	3	9	12

以前



根拠規定なし

区分	市	町村	計
以前	6	36	42

・総合計画を策定する根拠規定を整備しないまま、総合計画を策定している市町村が25%あった。行政は総合計画の策定根拠がなくても策定するものとなっているようだ。逆に、75%の市町村では、自らの意思で総合計画策定の根拠規定を整備している。

・総合計画策定の根拠は自治基本条例が多いが、総合計画の策定のみ限定した総合計画策定条例や要綱が25%あった。

・その他は、議会が基本構想等を議決事件としていることを根拠としている。

これから総合計画を策定する市町村では、総合計画策定時に、策定の根拠となる条例等の整備が必要な市町村が66%あり、今後、策定根拠となる条例等の準備が必要である。

総合計画策定条例制定例(以前)

芽室町	H27.12.28
興部町	H28.3.18
雄武町	H28.3.28

(2) 総合計画の議会の議決根拠と議決範囲

① 議会の議決根拠(問3)

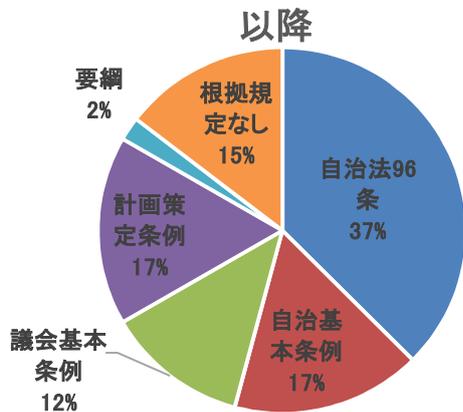
議会の議決根拠

	自治法96条	自治基本条例	議会基本条例	計画策定条例	要綱	根拠規定なし	計	根拠なし比率	全体
以降	18	8	6	8	1	7	48	15%	47
以前	15	3	3	2	0	43	66	65%	63
計	33	11	9	10	1	50	114	44%	110

(注1) 以降の1町で、議会基本条例、計画策定条例で重複

(注2) 以前の1町で、自治法96条、自治基本条例、議会基本条例、計画策定条例で重複

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

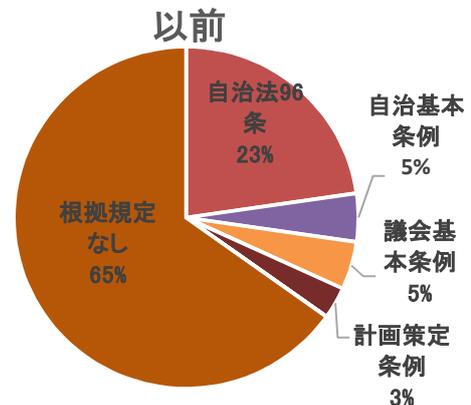


根拠規定なし

区分	市	町村	計
以降	3	4	7

- ・総合計画を議会が議決する根拠規定を整備していない市町村が15%あった。議会の議決根拠のないままに総合計画が議決されているようだ。逆に、85%の市町村議会では、議会の意思で総合計画を議決する根拠規定を整備している。
- ・議会の議決根拠として、「自治法96条」(37%)、「自治基本条例」(17%)が多い。

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



根拠規定なし

区分	市	町村	計
以前	9	34	43

- ・これから総合計画を策定する市町村では、総合計画を議会が議決する根拠規定を整備していない市町村が65%あった。総合計画策定までには、議決根拠の整備が待たれる。
- ・逆に、35%の市町村議会では、議会の意思で総合計画を議決する根拠規定を整備している。
- ・議会の議決根拠として、「自治法96条」(23%)、「議会基本条例」(5%)が多い。
- また、「総合計画策定条例」で、行政の総合計画策定の根拠と同時に、議会の議決事項とする形態もあるようだ。

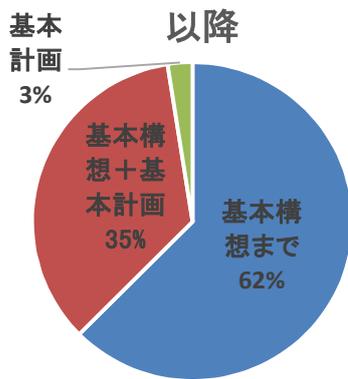
②議会の議決範囲

議決範囲

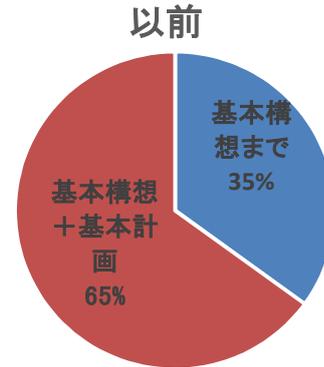
区分	基本構想まで	基本構想+基本計画	基本計画	計
以降	25	14	1	40
	62%	35%	3%	100%
以前	7	13	0	20
	35%	65%	0%	100%
計	32	27	1	60
	53%	45%	2%	100%

・以前の議会による議決範囲は「基本構想+基本計画」が65%と議会の目が広範囲にわたっていた。それに対し、以降では、「基本構想まで」が62%と議会の目の及ぶ範囲が狭まっている。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



(3)総合計画の行政の策定根拠と議会の議決根拠

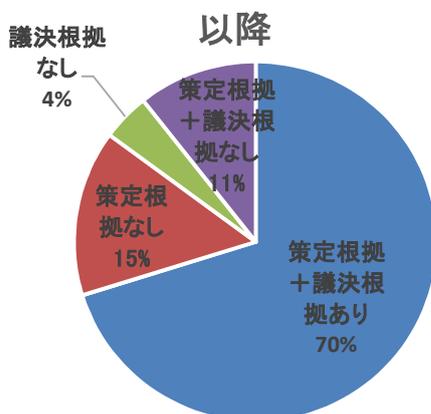
総合計画の行政の策定根拠と議会の議決根拠

区分	策定根拠+議決根拠あり	策定根拠なし	議決根拠なし	策定根拠+議決根拠なし	計
以降	33	7	2	5	47
	70%	15%	4%	11%	100%
以前	12	8	9	34	63
	19%	13%	14%	54%	100%
計	45	15	11	39	110
	41%	14%	10%	35%	100%

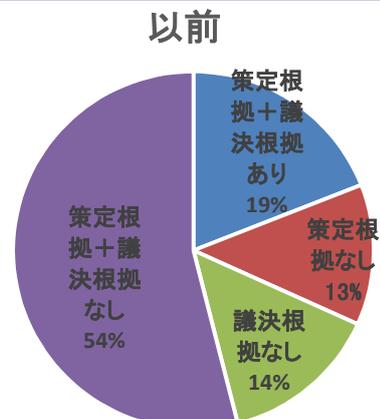
・以降では、「策定根拠+議決根拠」が70%で整備されているが、30%の市町村では根拠規定の整備が不完全な状況であった。

・以前では、「策定根拠+議決根拠」が19%で整備されているが、81%の市町村では根拠規定の整備が不完全な状況であった。今後の制度整備が待たれる。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



3. 総合計画の体系・性格・策定理由

基本構想の策定義務が廃止（平成23年8月1日）になった以降と以前に区分し、総合計画の体系・策定理由等の変化を分析した。

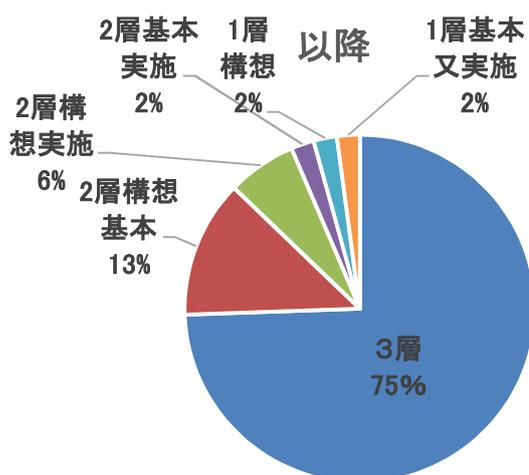
(1) 総合計画の体系（問4）

総合計画体系はどのようになっていますか問う

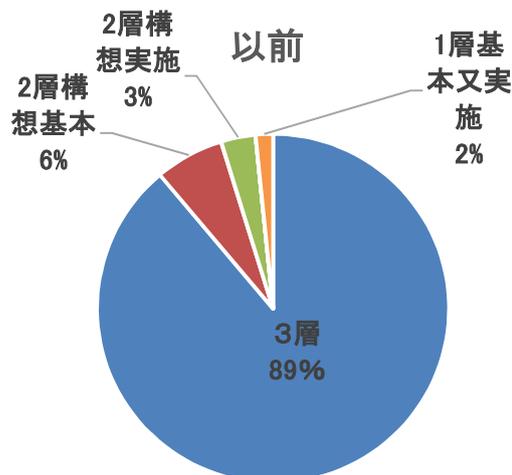
総合計画の階層構造

区分	3層	2層 構想基本	2層 構想実施	2層 基本実施	1層 構想	1層 基本又実施	計
以降	35	6	3	1	1	1	47
	75%	13%	6%	2%	2%	2%	100%
以前	56	4	2	0	0	1	63
	89%	6%	3%	0%	0%	2%	100%
計	91	10	5	1	1	2	110
	82%	9%	5%	1%	1%	2%	100%

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



- ・本来、「3層構造」は政策（まちづくりの基本方針）・施策（政策を実現するための具体的な方策や対策）・事務事業（施策を実現するための個々の手段）という政策体系を基本構想・基本計画・実施計画という計画体系に位置付けている。この体系により相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの構造体系を形成し、総合的、計画的行政運営を行うこととしている。
- ・「2層構造」には、基本計画部分の施策を基本構想に入れる形態と実施計画に入れる2形態がある。また、基本構想と基本計画の2層は実施計画（個々の事業）を基本計画に入れ、実施計画を策定しない形態がある。さらに、基本計画と実施計画の2層は基本計画に基本構想のまちの将来像、基本理念・政策体系を入れ込むことで2層としている形態もある。
- ・「1層構造」は、政策のみの基本構想、また、基本構想・基本計画を1つの基本計画とする形態、さらに、個々の事業のみの実施計画を計画とする3形態がある。
- ・総合計画の計画体系は住民参加の範囲や議会の議決範囲とも関係する。たとえば、基本構想・基本計画が10年に一度の住民参加や議会の議決となれば、計画が形式化してしまう。
- ・以降と以前の構造を比較してみると、以降は「3層構造」（以前89%、以降75%）から、「2層構造」に移行する傾向（以降21%、以前9%）がある。

（注）問5は削除

(2) 総合計画の策定を継続する実質的な理由(問6)

市町村が総合計画の策定を継続する理由を問う。(複数回答)

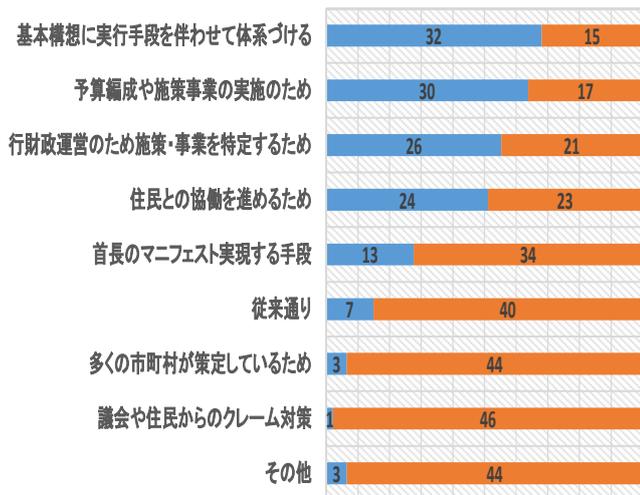
総合計画の策定を継続する実質的な理由

区分	基本構想に実行手段を伴わせて体系づける	予算編成や施策事業の実施のため	住民との協働を進めるため	首長のマニフェスト実現する手段	行財政運営のため施策・事業を特定するため	従来通り	多くの市町村が策定しているため	議会や住民からのクレーム対策	その他	全体
以降	32	30	24	13	26	7	3	1	3	47
	68%	64%	51%	28%	55%	15%	6%	2%	6%	
以前	42	30	21	11	23	10	8	3	8	63
	67%	48%	33%	17%	37%	16%	13%	5%	13%	
計	74	60	45	24	49	17	11	4	11	110
	67%	55%	41%	22%	45%	15%	10%	4%	10%	

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

以降

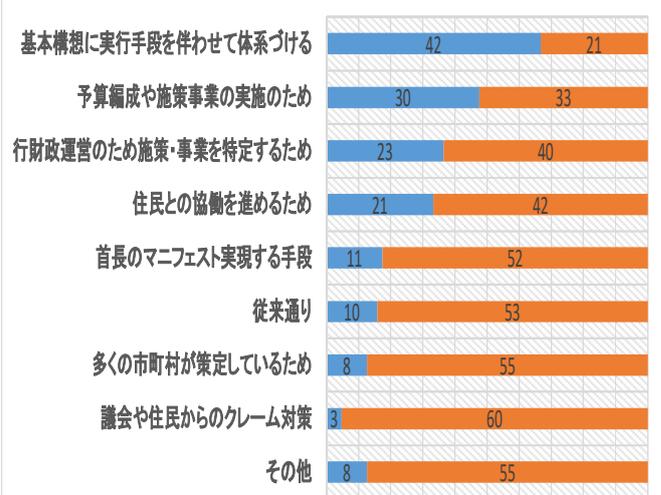
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

以前

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



市町村が総合計画策定を継続する理由は、基本的に、以降も以前も継続理由は変わらないようだ。一番の理由は「基本構想に実行手段を伴わせて体系づける必要があるため」で、二番目は「総合計画がないと予算編成や施策事業の実施など行政実務に支障があるため」、三番目は「行財政運営の効率化のため、施策・事業をあらかじめ特定しておく必要があるため」であった。

(注)問7は削除

(3) 政策集としての総合計画が住民の目にどう届くか(問8)

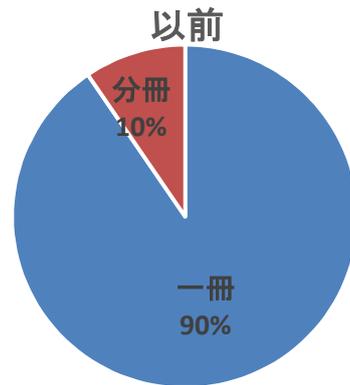
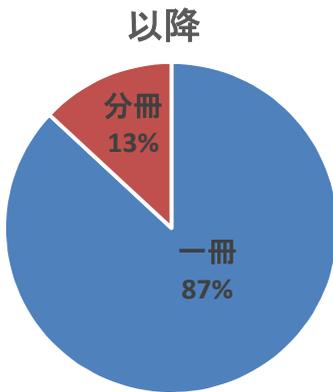
①総合計画の事業を知るために、総合計画が一冊にまとめられているか伺った。
政策集として一冊にまとめられているか

区分	一冊	分冊	計
以降	40	6	46
以前	57	6	63
計	97	12	109
比率	89%	11%	100%

分冊のケースとして、「基本構想編」と「基本計画編」に分冊される場合と「基本構想・前期基本計画」と「後期基本計画」に分冊される場合があった。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



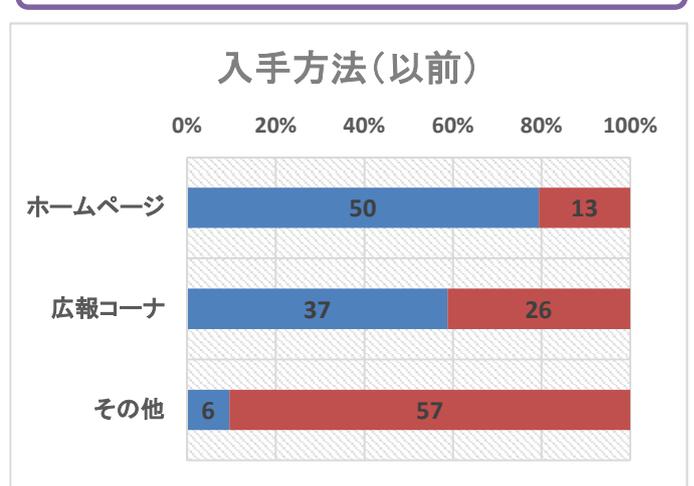
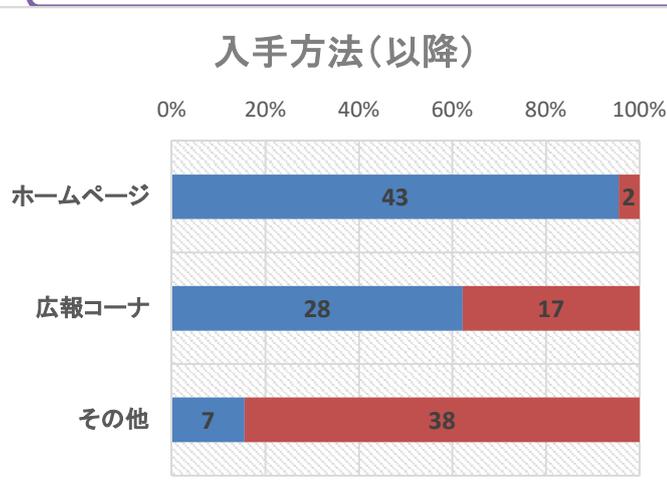
②総合計画の入手方法(複数回答)

区分	ホームページ	広報コーナ	入手方法なし	その他	全体
以降	43	28	0	7	45
	93%	61%	0%	15%	
以前	50	37	0	6	63
	79%	59%	0%	10%	
計	93	65	0	13	109
	85%	60%	0%	12%	

・政策集としての総合計画を入手方法なしは0市町村であった。
・入手方法は、「ホームページ」が中心になっていた。ホームページに公開していない市町村数は、以前が13に対し、以降は2と減少傾向であった。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



(注)その他はダイジェスト版を全戸配布したや図書館での閲覧可能にしたであった。

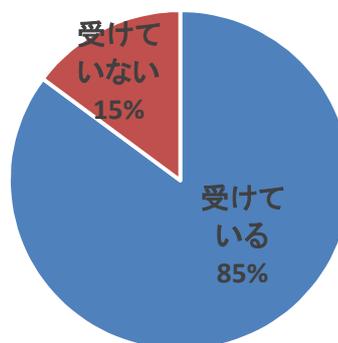
(4) 地方創生関連交付金の受給状況(問9)

① 地方創生関連交付金受給の有無

地方創生関連交付金受給の有無

区分	受けている	受けていない	計
以降	39	7	46
以前	53	9	62
計	92	16	108
	85%	15%	100%

全体



地方創生関連交付金を受けていない

区分	市	町村	計
全体	2	14	16

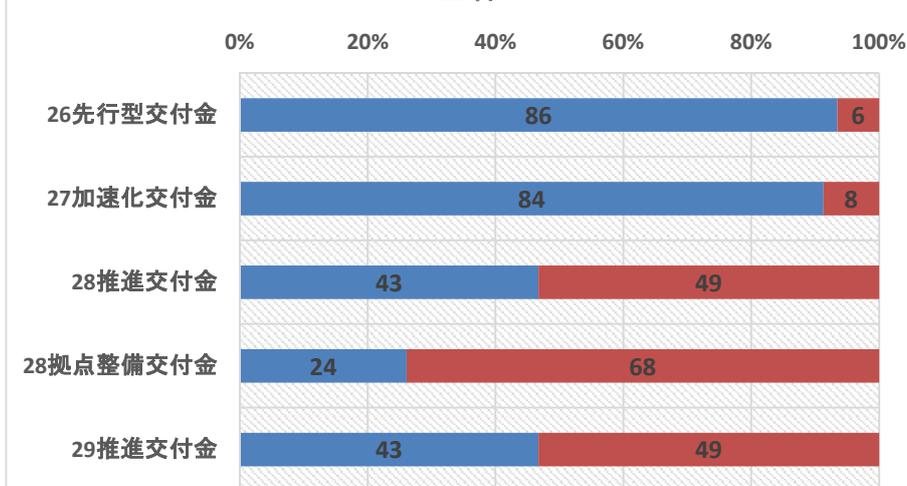
地方創生関連交付金の受給の有無では、交付を申請していない市町村が2市14町村、全体の15%あった。

② 地方創生関連交付金の受給状況(複数回答)

地方創生関連交付金の受給状況

区分	26先行型交付金	27加速化交付金	28推進交付金	28拠点整備交付金	29推進交付金	全体
以降	37	36	20	8	20	39
	95%	92%	51%	21%	51%	
以前	49	48	23	16	23	53
	92%	91%	43%	30%	43%	
計	86	84	43	24	43	92
	93%	91%	47%	26%	47%	

全体



・補助率が10/10であった「26先行型交付金」と「27加速化交付金」は9割以上の受給状況であった。
 ・補助率が1/2になった「28推進交付金」以降の受給状況は5割を切った。
 ・補助率が受給の動機となっていることが分かる。

4. 総合計画策定時の住民参加の範囲

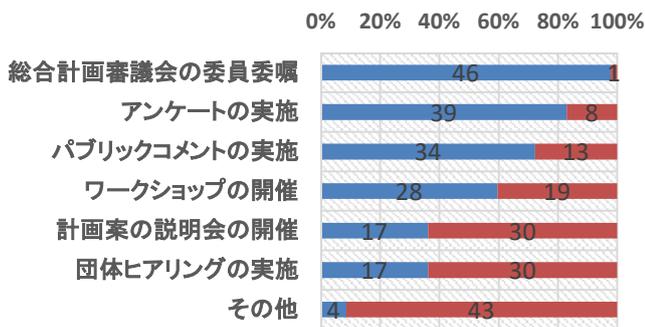
(1) 総合計画を策定する際、策定プロセスに住民等の参加機会を設けましたか伺った。(問10)(複数回答)

総合計画策定時の住民参加の機会

区分	総合計画審議会の委員委嘱	アンケートの実施	団体ヒアリングの実施	ワークショップの開催	計画案の説明会の開催	パブリックコメントの実施	その他	全体
以降	46	39	17	28	17	34	4	47
	98%	83%	36%	60%	36%	72%	9%	
以前	61	51	24	25	27	34	8	63
	97%	81%	38%	40%	43%	54%	13%	
計	107	90	41	53	44	68	12	110
	97%	82%	37%	48%	40%	62%	11%	

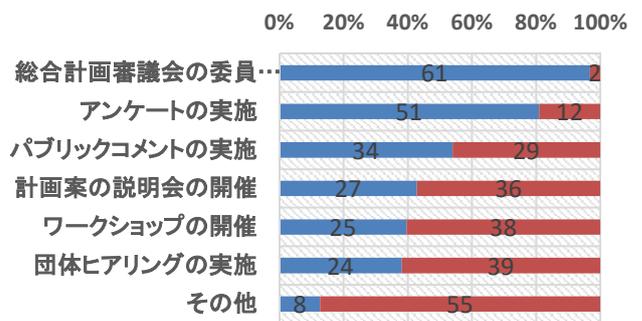
H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

住民参加の手法(以降)



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

住民参加の手法(以前)



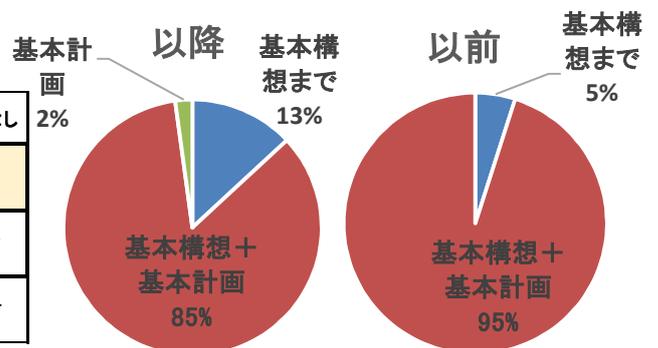
・総合計画への住民参加手法の一番は、「総合計画審議会の委員委嘱」、二番目は、「アンケート」、三番目は「パブリックコメント」と、以降も以前も同様の結果であった。

(2) 総合計画審議会における諮問範囲

総合計画審議会における諮問範囲(住民参加の範囲)

区分	基本構想まで	基本構想+基本計画	基本計画	計	住民参加なし
以降	6	39	1	46	1市
	13%	85%	2%	100%	
以前	3	58	0	61	1市、1町
	5%	95%	0%	100%	
計	9	97	1	107	2市、1町
	8%	91%	1%	100%	

(注) 住民参加なしは総合計画審議会の設置なしである。



首長から総合計画審議会に諮問される範囲は、以降では基本構想までが、以前より増加傾向にあった。このことは、以前までは「基本計画」=施策(政策を実現するための具体的な方策や対策)まで住民意見を反映させる市町村が多かったのに対し、以降は、「基本構想」=政策(まちづくりの基本方針)に限定し、住民意見を反映させる仕組みが増加傾向であった。

(3) 総合計画審議会における公募委員の比率(問11)

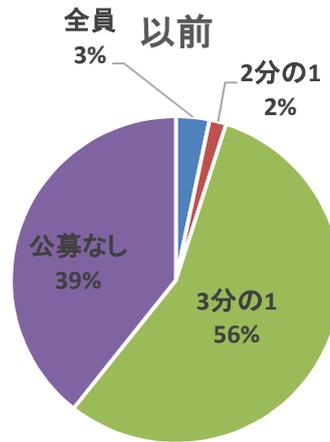
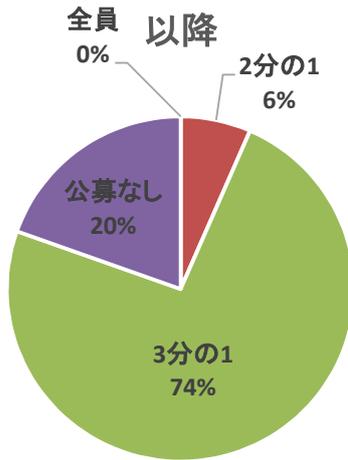
総合計画審議会に占める公募委員の割合

区分	全員	2分の1	3分の1	公募なし	計
以降	0	3	34	9	46
	0%	6%	74%	20%	100%
以前	2	1	34	24	61
	3%	2%	56%	39%	100%
計	2	4	68	33	107
	2%	4%	63%	31%	100%

・以前の「公募なし」は39%であったが、以降は、20%と減少し、「3分の1」の比率が、以前は56%から以降は74%と上昇している。これは、良い傾向と言える。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



(4) 住民へのアンケート調査の周期(問12)

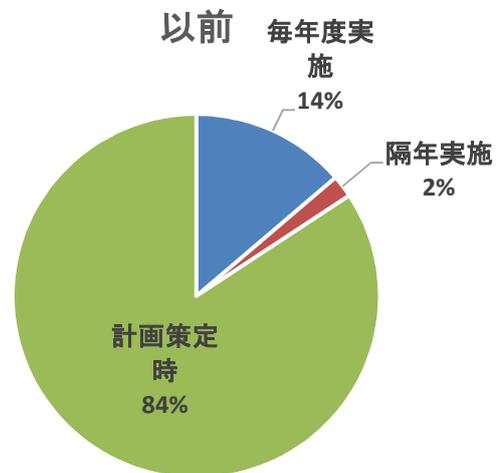
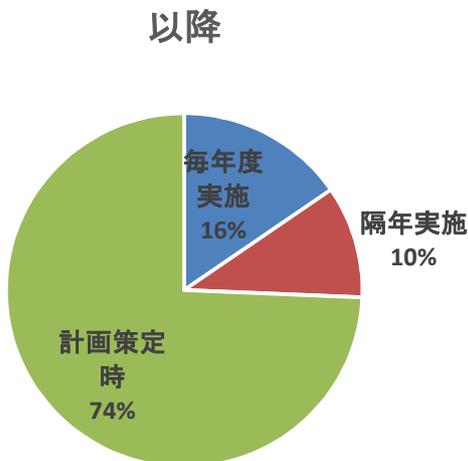
住民へのアンケート調査の周期

区分	毎年度実施	隔年実施	計画策定時	計
以降	6	4	29	39
	16%	10%	74%	100%
以前	7	1	43	51
	14%	2%	84%	100%
計	13	5	72	90
	14%	6%	80%	100%

・以前の「計画策定時」が84%であったが、以降では、74%と減少し、「隔年実施」の比率が、以前は2%から以降は10%と上昇している。これは、良い傾向と言える。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



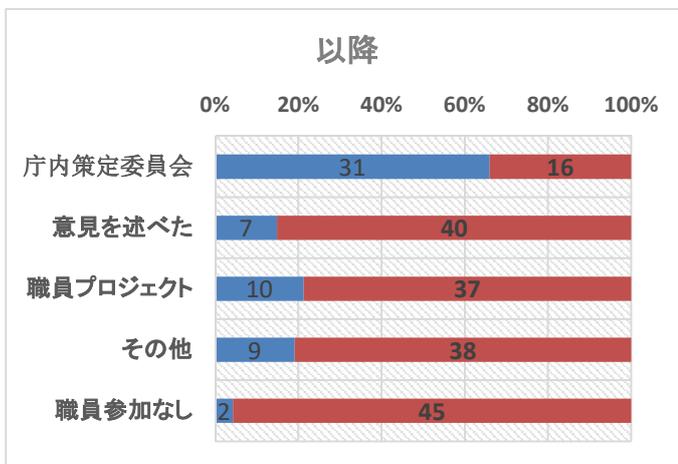
(5) 総合計画を策定する際の職員参加(問13)(複数回答)

職員参加の実施方法

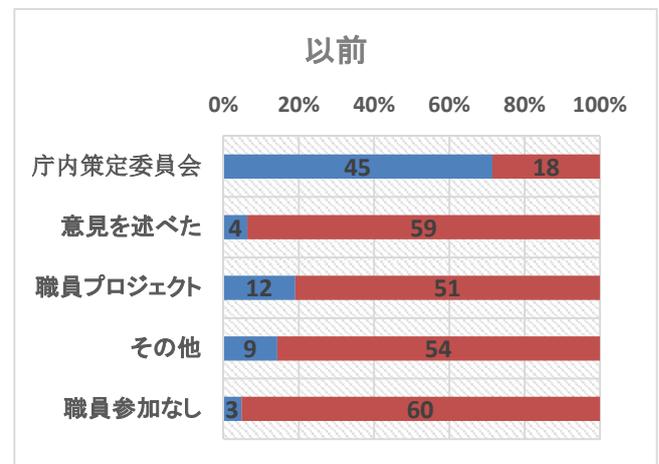
区分	庁内策定委員会	意見を述べた	職員プロジェクト	その他	職員参加なし	全体
以降	31	7	10	9	2	47
	66%	15%	21%	19%	4%	
以前	45	4	12	9	3	63
	71%	6%	19%	14%	5%	
計	76	11	22	18	5	110
	69%	10%	20%	16%	5%	

以降の総合計画を策定する際の職員参加の状況は、「職員参加なし」が4%、職員としての業務である「庁内策定委員会」への参加が66%であった。それに対し、職員が自由な立場で、総合計画を検討する「職員プロジェクト」が21%であった。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



(6) 住民参加の範囲と議会の議決範囲のクロス結果(以降)

住民参加の範囲と議決範囲(以降)

	住民参加	基本構想	基本構想+基本計画	基本計画	住民参加なし	計	比率
議会	基本構想	5	20	0	0	25	53%
	基本構想+基本計画	0	13	0	1	14	30%
	基本計画	0	0	1	0	1	2%
	議決なし	1	6	0	0	7	15%
	計	6	39	1	1	47	100%
比率		13%	83%	2%	2%	100%	

(注) 住民参加なしは総合計画審議会の設置なしである。

・上記の表は、『議会の議決範囲』で多いのは「基本構想まで」、『住民参加の範囲』が多いのは「基本構想+基本計画」であった。このことは議会と住民の総合計画への関与の不整合を起していることを示している。

・総合計画への『住民参加の範囲』と『議会の議決範囲』が異なるということは、総合計画の計画体系に住民と議会の意見反映のバランスがとれていないことを表しており、好ましい状況ではない。総合計画を制度設計するときには、『住民参加の範囲』と『議会の議決範囲』の整合を取ることが重要である。旧自治法では『議会の議決範囲』を「基本構想」としていたことから、廃止以降も同じとする必要はなく、総合計画策定根拠となる条例等で、住民と議会の関与範囲を「基本構想+基本計画」に整合を取るべきである。

(7) 首長選挙時のマニフェストを総合計画案に反映する仕組み（問14）

① 首長選挙時のマニフェストを総合計画案に反映する仕組みの有無

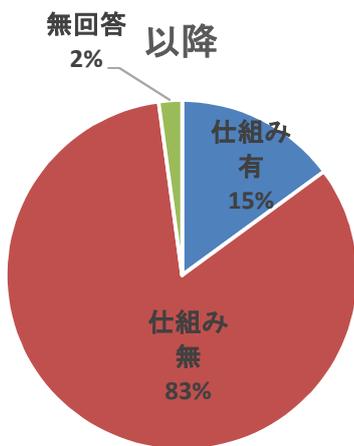
首長選挙時のマニフェストを総合計画案に反映する仕組みの有無

区分	仕組み有	仕組み無		無回答	計
		マニフェスト無	時期合わず		
以降	7	11	28	1	47
以前	0	17	46	0	63
計	7	28	74	1	110
比率	6%	26%	67%	1%	100%

首長選挙時のマニフェストを総合計画案に反映する仕組みは、以前にはなかったが、以降には7市町村(15%)が反映する仕組みを作った。首長選挙は4年に1回であるので、いずれも、総合計画のタイプは「4年型」であった。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



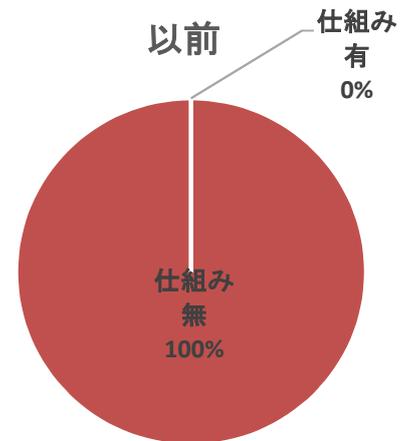
総合計画のタイプ

区分	4年型
以降	7
以前	0
計	7

総合計画にマニフェストを反映する仕組み有

区分	3層	2層構想基本
	以降	名寄市 福島町 美幌町 安平町 中札内村

(注) 由仁町以外は自治基本条例あり



② 総合計画の計画期間

総合計画の計画期間

区分	10年型	5年型	8年型	4年型	計
以降	10	26	2	8	46
	79%		21%		100%
以前	28	34	0	1	63
	98%		2%		100%
計	38	60	2	9	109
	90%		10%		100%

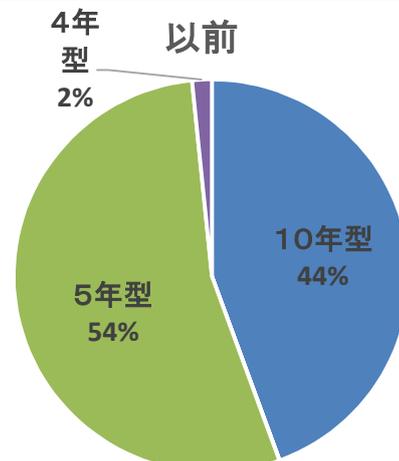
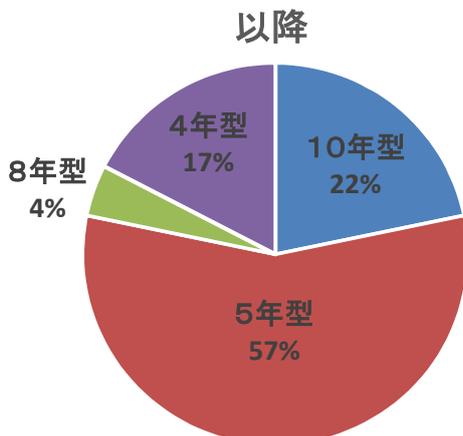
総合計画の計画期間は、以前では、首長選挙と連動しない「10年型」がほとんどであったが、以降では、首長選挙と連動した「4年型」が増加傾向にある。

(注1) 総合計画の計画期間は基本計画の計画年により分類

(注2) 以降の1市町村が実施計画のみのため総合計画の計画期間に該当しない

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



③ マニフェストなし

マニフェストなしの市町村の総合計画の計画期間を見ると、以降では、マニフェストと連動しない「10年型」「5年型」が91%と、「10年型」「5年型」では、マニフェストを必要としていなかったと言える。なお、以前の「4年型」は首長選挙に連動していない総合計画であった。

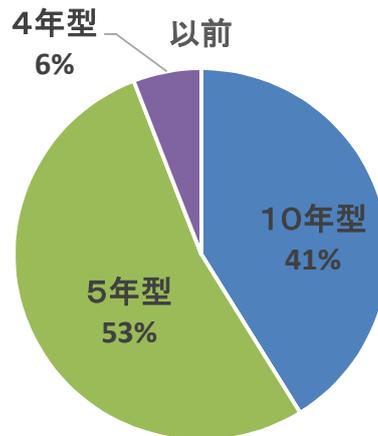
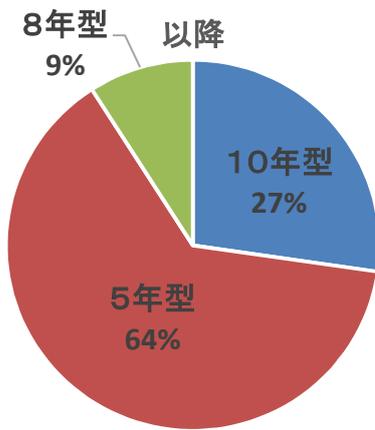
マニフェストなし

区分	10年型	5年型	8年型	4年型	計
以降	3	7	1	0	11
	27%	64%	9%	0%	100%
以前	7	9	0	1	17
	41%	53%	0%	6%	100%
計	10	16	1	1	28
	35%	57%	4%	4%	100%

(注) 以降に8年型を選択したが仕組みは無回答が1市町村ある。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



④ 首長選挙時のマニフェストを総合計画案に反映する仕組み無

首長選挙時のマニフェストを総合計画に反映する仕組み無の市町村の総合計画の計画期間を見ると、以降・以前共に「10年型」「5年型」となっている。これは選挙との連動が出来ない期間がマニフェストを総合計画に反映する仕組みをつくらせなかった原因である。

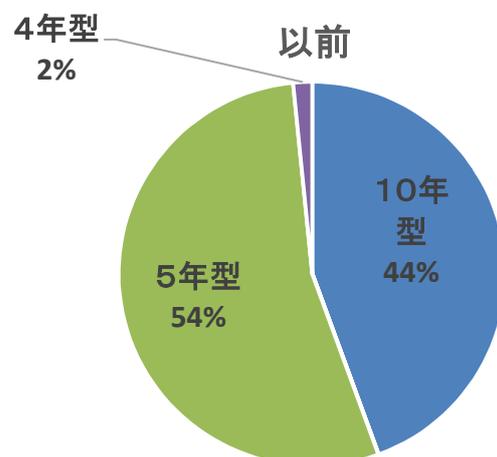
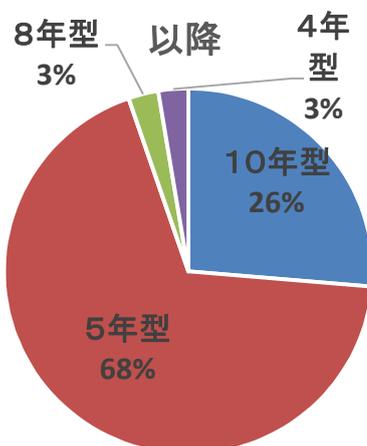
首長選挙時のマニフェストを総合計画案に反映する仕組み無

区分	10年型	5年型	8年型	4年型	計
以降	10	26	1	1	38
以前	28	34	0	1	63
計	38	60	1	2	101
比率	38%	59%	1%	2%	100%

(注) 以降に8年型を選択したが仕組みは無回答が1市町村ある。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



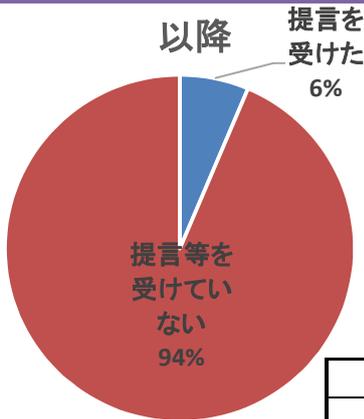
(8) 総合計画を策定にあたり議会からの総合計画案への提言の有無 (問15)

議会からの総合計画案への提言

区分	提言を受けた	提言等を受けていない	計
以降	3 6%	44 94%	47 100%
以前	0 0%	63 100%	63 100%
計	3 3%	107 97%	110 100%

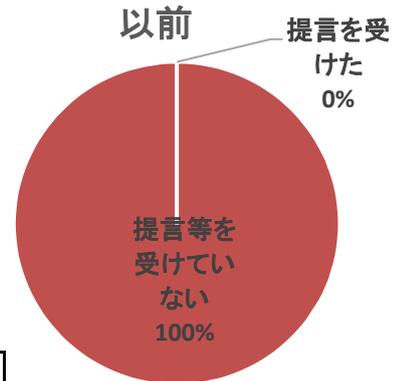
議会からの総合計画案への提言の有無では、以前は0%であったが、以降では6%(根室市・登別市の2市・福島町の1町)と増加傾向にある。良い傾向と言える。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



区分	市	町村
以降	2	1

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



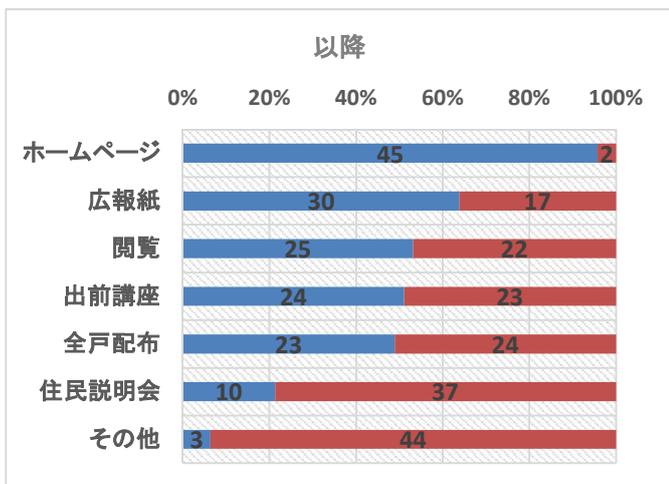
(9) 総合計画は、住民に対してどのように説明、周知されていますか(問16)

総合計画は、住民に対してどのように説明、周知されていますか

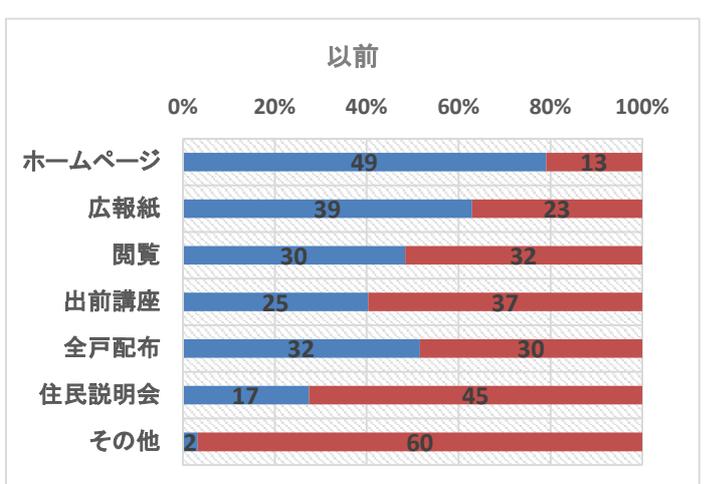
(複数回答)

区分	ホームページ	広報紙	閲覧	出前講座	全戸配布	住民説明会	その他	全体
以降	45 96%	30 64%	25 53%	24 51%	23 49%	10 21%	3 6%	47
以前	49 79%	39 63%	30 48%	25 40%	32 52%	17 27%	2 3%	62
計	94 86%	69 63%	55 50%	49 45%	55 50%	27 25%	5 5%	109

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



住民に対する総合計画の説明、周知の方法は、以降も以前も共通に、「ホームページ」、「広報紙」が中心である。また、概略版等を「全戸配布」している市町村は共通に50%あった。

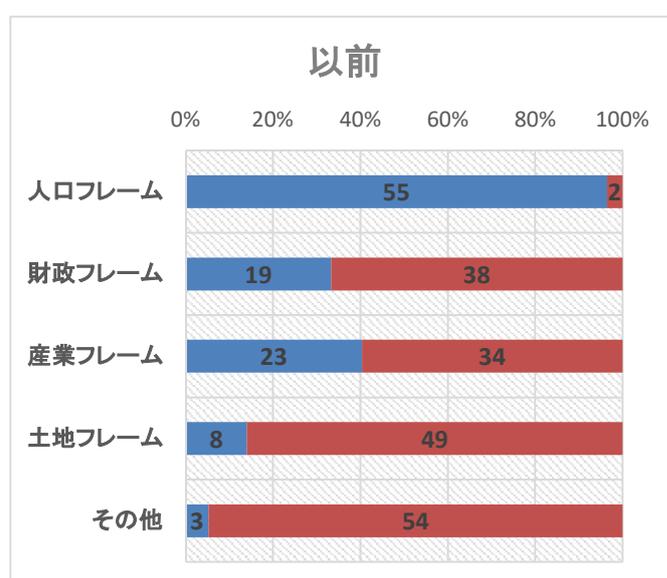
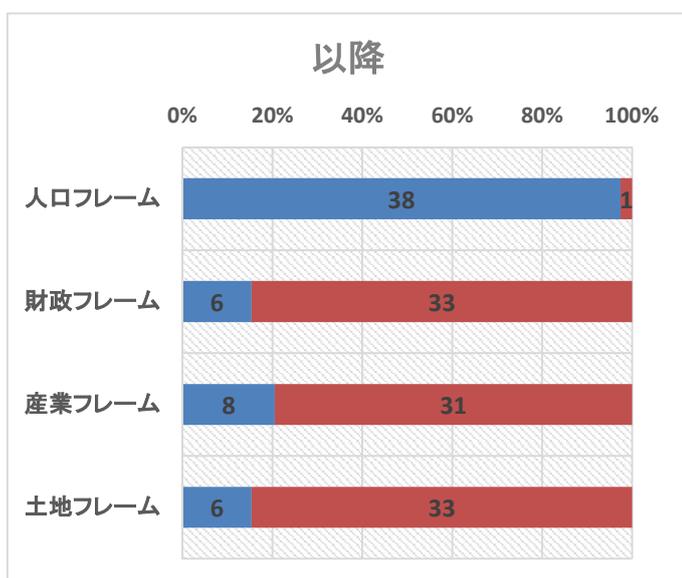
(10)総合計画では、計画策定にあたって数量フレームを設定(掲載)していますか(問17) (複数回答)

計画策定にあたって数量フレームを設定(掲載)していますか

区分	人口フレーム	財政フレーム	産業フレーム	土地フレーム	その他	全体
以降	38	6	8	6	0	39
	97%	15%	21%	15%	0%	
以前	55	19	23	8	3	57
	96%	33%	40%	14%	5%	
計	93	25	31	14	3	96
	85%	23%	28%	13%	3%	

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



・特に、基本構想には「数量フレーム」がどう規定されているかを伺った。なお、フレームという言葉はビジョンと考えて良い。「人口フレーム」(現状の人口動向の分析を踏まえて、30年先を見据えた地域像を描く)、「財政フレーム」(将来財政支出入の見通し)、「産業フレーム」(就業・従業人口、産業別経済指標等の見通し)、「土地利用フレーム」(計画的な土地利用、都市環境づくり等の見通し)の4つが重要と考えた。4つすべて規定があったのは、以降では、1市のみ、以前では、1市2町であった。

・「人口フレーム」は、以降も以前もほとんどの市町村の総合計画に掲載されている。特に、以降ではまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定している市町村は、総合計画に活用しているところがほとんどではないか。

・特に、「財政」・「産業」・「土地フレーム」を以降と以前で比較すると、総合計画に掲載している市町村は以前の方が多く、以降は掲載している市町村数が減少している。このことは、「財政」・「産業」・「土地」というところへの将来展望を持っていないことを表しており、このことは、行政の政策能力そのものに対し、非常に危惧される。

5. 総合計画のD○段階

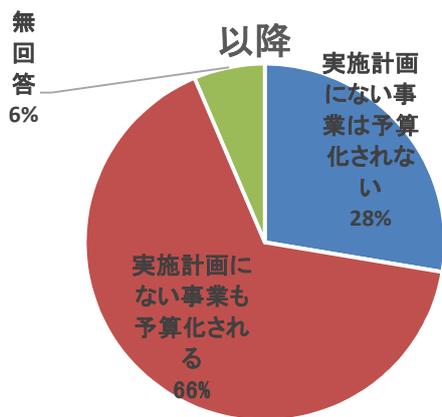
(1) 実施計画と予算の関係について伺った(問18)

実施計画と予算の関係

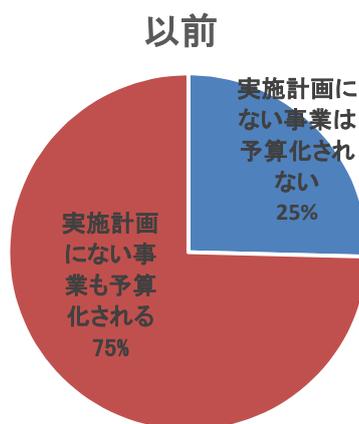
区分	実施計画にない事業は予算化されない	実施計画にない事業も予算化される	無回答	計
以降	13 28%	31 66%	3 6%	47 100%
以前	16 25%	47 75%	0 0%	63 100%
計	29 26%	78 71%	3 3%	110 100%

「実施計画にない事業は予算化されない」は、以前では25%であったが、以降では28%と微増傾向であった。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

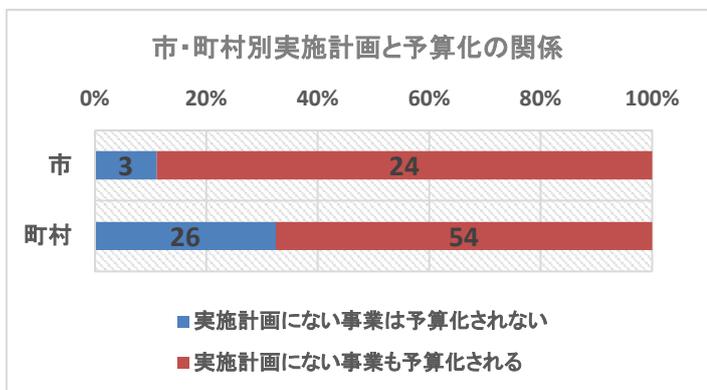


H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



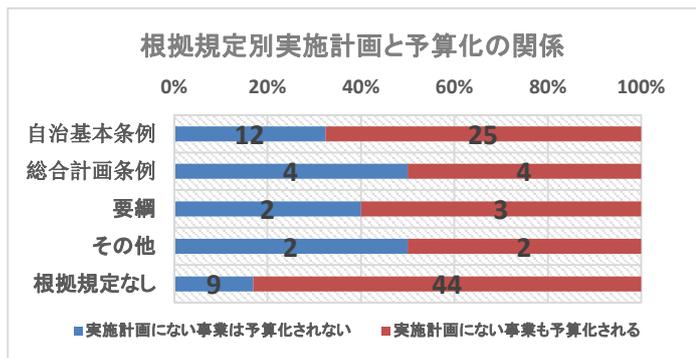
(2) 実施計画にない事業は予算化されない

① 市・町村別



・全体で、「実施計画にない事業は予算化されない」と回答があったのは、27市中3市(11%)、80町村中26町村(33%)、全体では、107市町村中29市町村(27%)であった。
 ・市より町村の方が、「実施計画にない事業は予算化しない」という原則の徹底がされている。

② 策定根拠規定別(複数回答)



全体で、「実施計画にない事業は予算化されない」と回答があった市町村の策定根拠規定を見ると、「条例等」で定めている市町村は、54市町村中20市町村(37%)で、「条例等」の規定がない市町村は、53市町村中9市町村(17%)と、当然ではあるが、「条例等」がある市町村の方が実施計画にない事業は予算化しないという原則の徹底がされている。

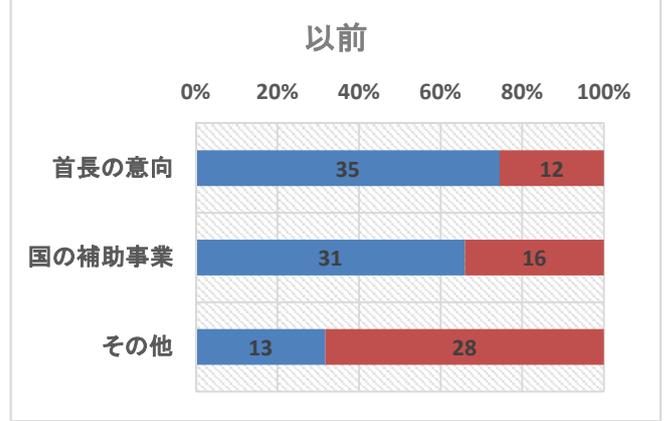
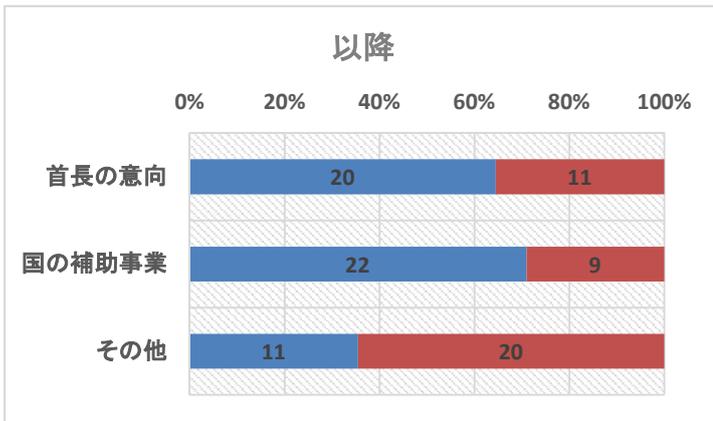
(3) 実施計画にない事業も予算化される理由

区分	首長の意向	国の補助事業	その他	全体
以降	20	22	11	31
	65%	71%	35%	
以前	35	31	13	47
	74%	66%	28%	
計	55	53	24	78
	71%	68%	31%	

実施計画にない事業も予算化される理由は、以前では、「首長の意向」の方が「国の補助事業」より多かったが、以降では、逆転し、「国の補助事業」の方が「首長の意向」より多い結果であった。ひと・まち・しごと創生総合戦略の影響ではないか。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



(4) 首長のマニフェストと予算の関係(問19)

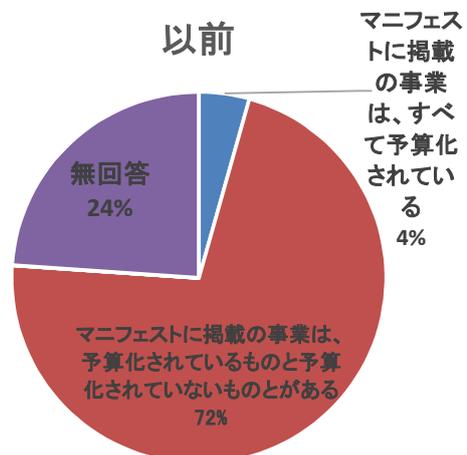
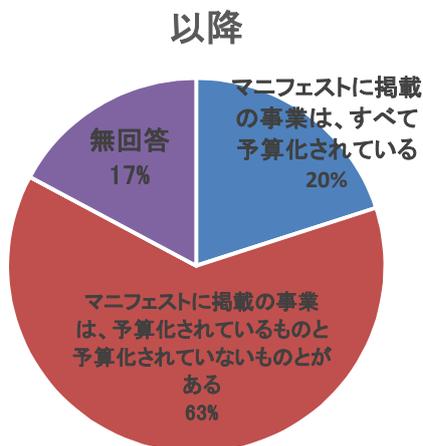
首長のマニフェストと予算の関係

区分	マニフェストに掲載の事業は、すべて予算化されている	マニフェストに掲載の事業は、予算化されているものと予算化されていないものがある	マニフェストに掲載の事業は、まったく予算化されていない	無回答	計
以降	7	22	0	6	35
	20%	63%	0%	17%	100%
以前	2	33	0	11	46
	4%	72%	0%	24%	100%
計	9	55	0	17	81
	11%	68%	0%	21%	100%

首長選挙において、マニフェストを公表している市町村において、「マニフェストに掲載の事業は、すべて予算化されている」は、以前では、4%であったが、以降では、20%と増加傾向であった。マニフェストを重視する傾向が強くなっている。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



6. 総合計画のCheck&Action段階

(1) 内部評価の有無(問20)

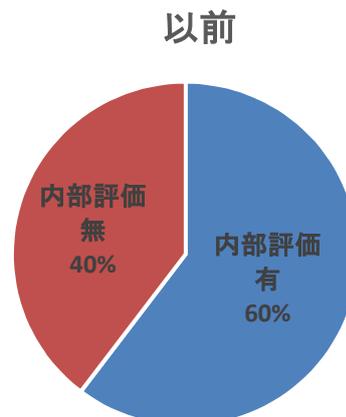
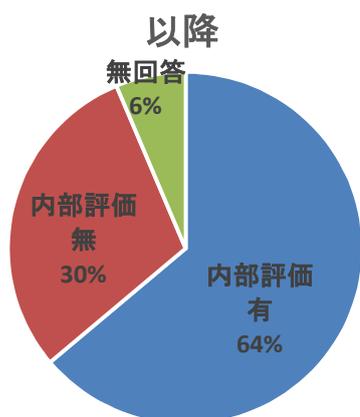
内部評価の有無

区分	内部評価有	内部評価無	無回答	計
以降	30	14	3	47
	64%	30%	6%	100%
以前	38	25	0	63
	60%	40%	0%	100%
計	68	39	3	111
	61%	35%	4%	100%

「内部評価有」は、以前が60%に対し、以降は64%と内部評価を行う市町村が増加傾向にあった。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



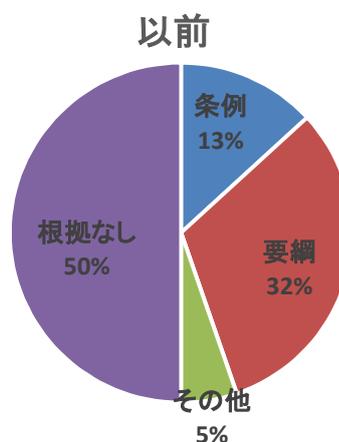
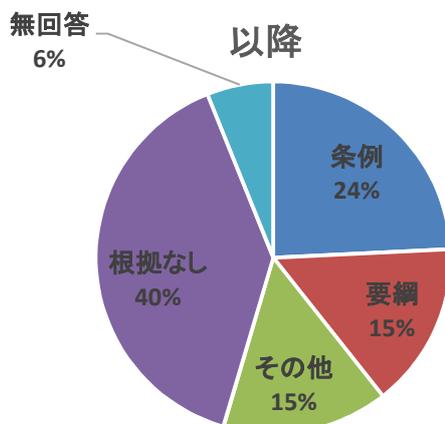
(2) 内部評価の根拠規定

内部評価の根拠規定

区分	条例	要綱	その他	根拠なし	無回答	計	根拠なし比率
以降	8	5	5	13	2	33	40%
以前	5	12	2	19	0	38	50%
計	13	17	7	32	2	71	45%

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



内部評価を行う根拠規定の整備状況は、以前は「根拠なし」が50%に対し、以降は40%と根拠規定の整備が進んでいる。以前は「要綱」が32%、「条例」が13%に対し、以降は「条例」が24%、「要綱」が15%と条例を根拠とする市町村が増加傾向にあった。

(3) 内部評価の範囲

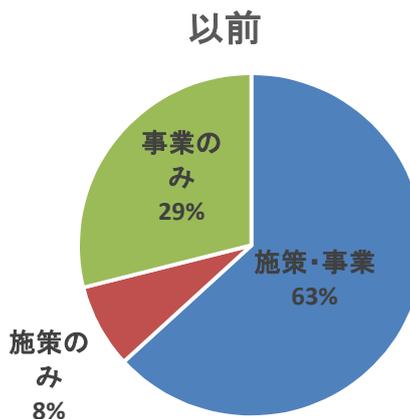
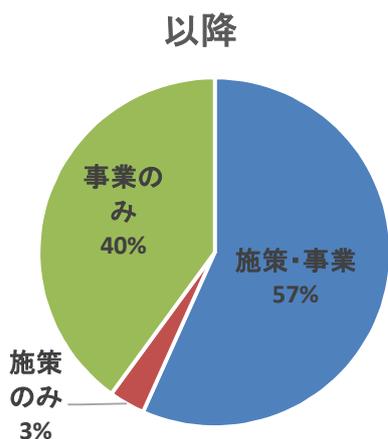
内部評価の範囲

区分	施策・事業	施策のみ	事業のみ	計
以降	17	1	12	30
	57%	3%	40%	100%
以前	24	3	11	38
	63%	8%	29%	100%
計	41	4	23	68
	60%	6%	34%	100%

内部評価の範囲は、以前は「施策・事業」が63%、「事業のみ」が29%であったのに対し、以降は「施策・事業」が57%、「事業のみ」が40%と、内部評価の中心が「事業のみ」に移りつつある。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



(4) 内部評価の具体的管理方法としての事業シートの有無

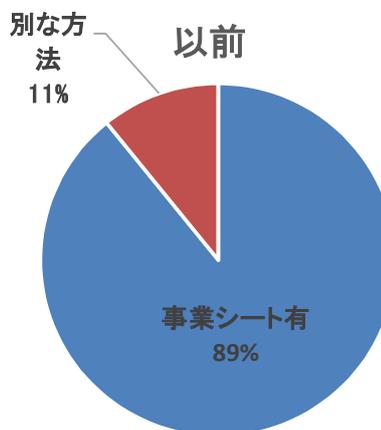
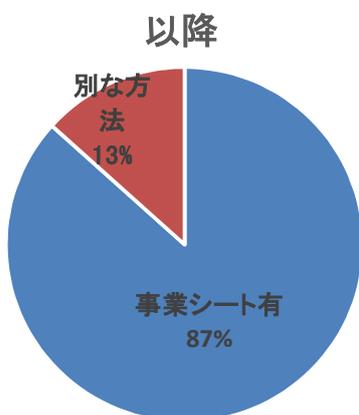
内部評価の事業シートの有無

区分	事業シート有	別な方法	計
以降	26	4	30
	87%	13%	100%
以前	33	4	37
	89%	11%	100%
計	59	8	67
	88%	12%	100%

内部評価の具体的管理方法としての「事業シート有」は、以前が89%に対し、以降は87%とほとんど変わらない。なお、別な方法については、具体的記述がないのがほとんどであったが、「成果指標ごとに管理」や「総括表で管理」とあるところもあった。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



(5) 内部評価結果の公開の有無

内部評価結果の公表の有無

区分	公表有	公表無	計
以降	16 53%	14 47%	30 100%
以前	17 46%	20 54%	37 100%
計	33 49%	34 51%	67 100%

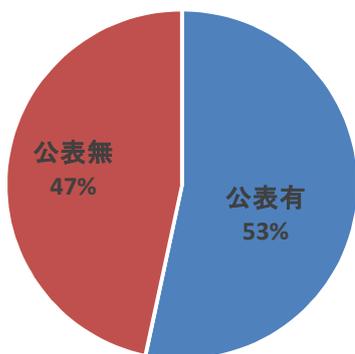
(注) 以前に無回答が1市町村ある。

内部評価結果の「公開有」は、以前が46%に対し、以降は53%と増加傾向にあった。しかし、本来は100%「公開有」であるべきではないか。

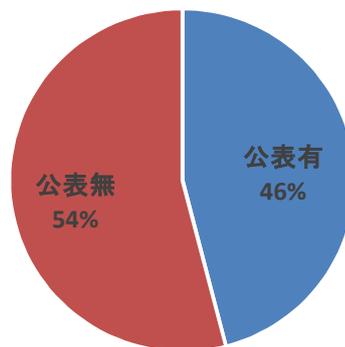
H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

以降



以前



(6) 外部評価の有無(問21)

外部評価の有無

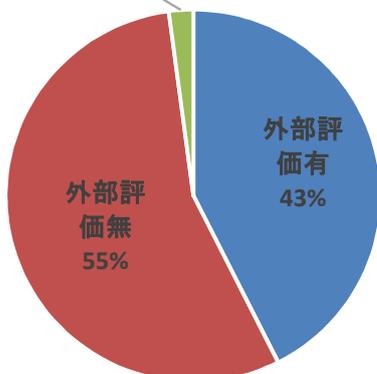
区分	外部評価有	外部評価無	無回答	計
以降	20 43%	26 55%	1 2%	47 100%
以前	17 27%	46 73%	0 0%	63 100%
計	37 34%	72 65%	1 1%	110 100%

「外部評価有」は、以前が27%に対し、以降は43%と外部評価を行う市町村が増加傾向にあった。

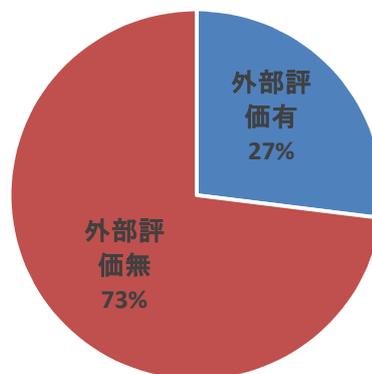
H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

無回答 2% 以降



以前



(7) 外部評価の根拠規定

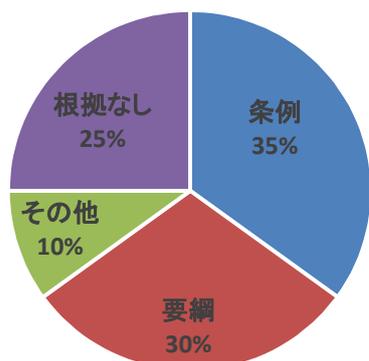
外部評価の根拠規定

区分	条例	要綱	その他	根拠なし	計	根拠なし比率
以降	7	6	2	5	20	25%
以前	7	4	2	4	17	24%
計	14	10	4	9	37	24%

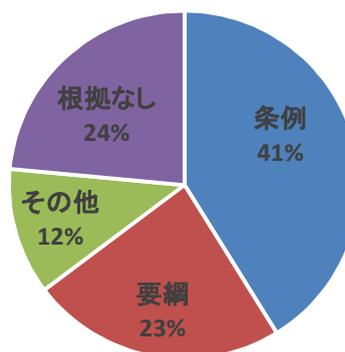
H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

以降



以前



外部評価を行う根拠規定の整備状況は、以前は根拠なしが24%に対し、以降は25%と根拠規定の整備が進んでいない。以前は条例が41%、要綱が23%に対し、以降は条例が35%、要綱が30%と要綱を根拠とする市町村が増加傾向にあった。

(8) 外部評価の範囲

外部評価の範囲

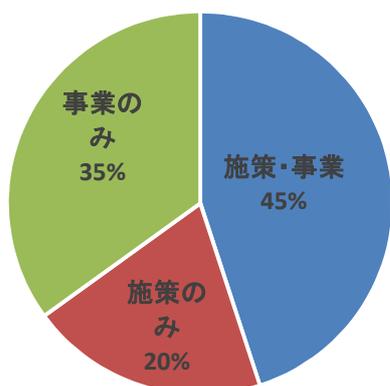
区分	施策・事業	施策のみ	事業のみ	計
以降	9	4	7	20
	45%	20%	35%	100%
以前	9	5	3	17
	53%	29%	18%	100%
計	18	9	10	37
	49%	24%	27%	100%

外部評価の範囲は、以前は「施策・事業」が53%、「事業のみ」が18%であったのに対し、以降は「施策・事業」が45%、「事業のみ」が35%と、外部評価は「事業のみ」が増加傾向にあった。

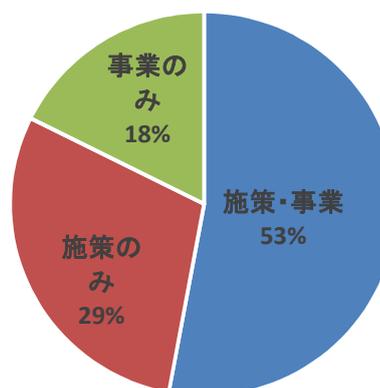
H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

以降



以前



(9) 外部評価結果の公開の有無

外部評価結果の公表の有無

区分	公表有	公表無	計
以降	14	6	20
	70%	30%	100%
以前	10	7	17
	59%	41%	100%
計	24	13	37
	65%	35%	100%

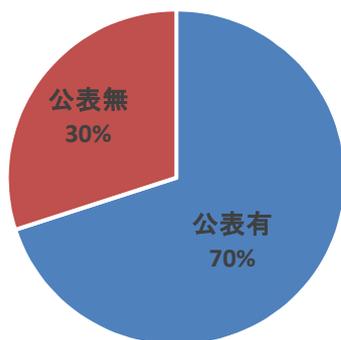
(注) 以前に無回答が1市町村ある。

外部評価結果の「公開有」は、以前が59%に対し、以降は70%と増加傾向にある。しかし、本来は100%「公開有」であるべきではないか。

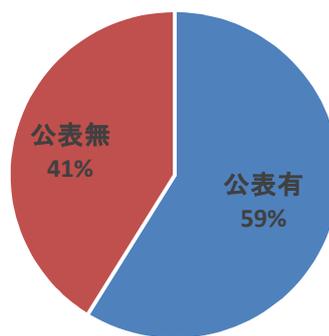
H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

以降



以前



(10) 外部評価の選定方法(問22)

外部評価の選定方法はどれですか

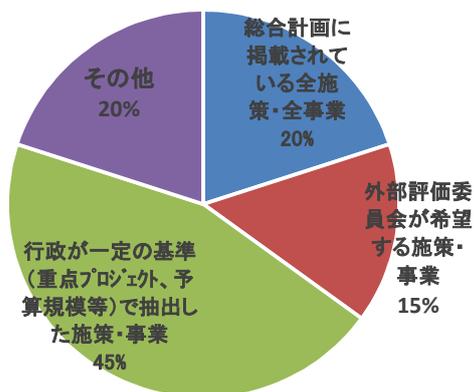
区分	総合計画に掲載されている全施策・全事業	外部評価委員会希望する施策・事業	行政が一定の基準(重点プロジェクト外、予算規模等)で抽出した施策・事業	その他	計
以降	4	3	9	4	20
以前	7	3	6	1	17
計	11	6	15	5	37

外部評価の対象となる選定方法は、以前は「全施策・全事業」が41%、「行政が一定の基準で抽出した施策・事業」が35%となっていたが、以降は「行政が一定の基準で抽出した施策・事業」が45%、「全施策・全事業」が20%と、「全事業」から「行政が抽出した事業」へと、外部評価の事業選定が変化している。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

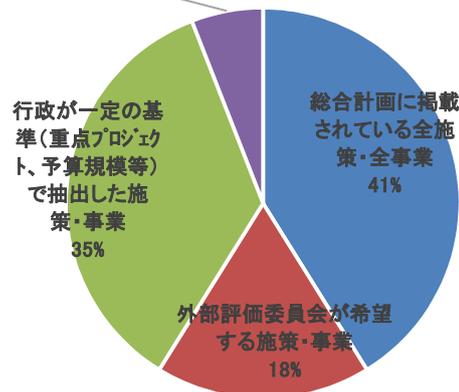
H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

以降



その他
6%

以前



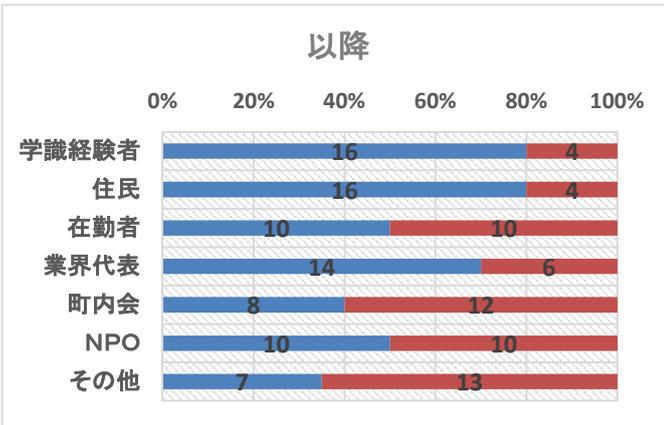
(11) 外部評価組織はどの属性の人で構成されていますか(問23) (複数回答)

外部評価組織の構成員の属性

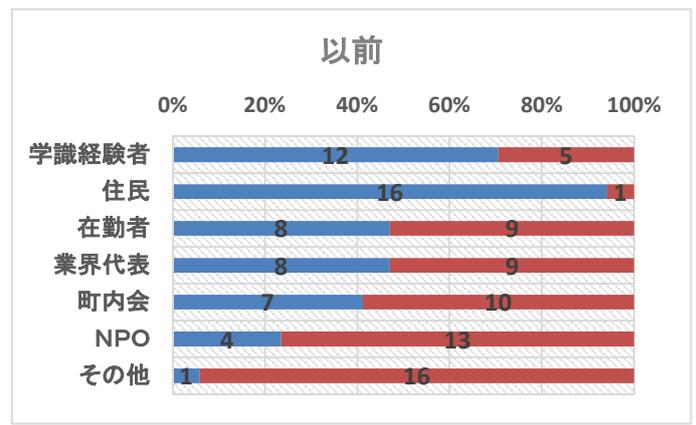
区分	学識経験者	住民	在勤者	業界代表	町内会	NPO	その他	全体
以降	16 80%	16 80%	10 50%	14 70%	8 40%	10 50%	7 35%	20
以前	12 71%	16 94%	8 47%	8 47%	7 41%	4 24%	1 6%	17
計	28 76%	32 86%	18 49%	22 59%	15 41%	14 38%	8 22%	37

外部評価組織の構成員の属性を以前と以降で比較すると、以前では「住民」(94%)の比率が1番であったが、以降では「学識経験者」(「住民」)(80%)が1番と、構成員の属性に変化がある。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

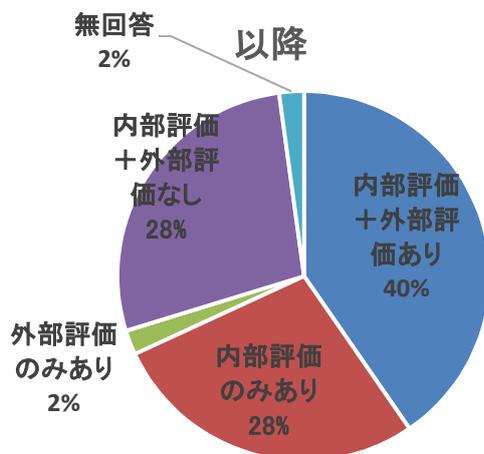


(12) 総合計画の内部評価と外部評価の実施状況

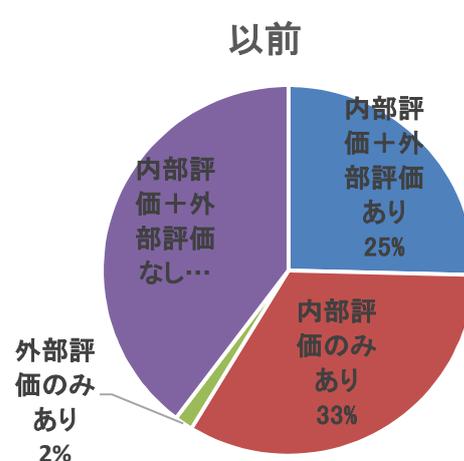
総合計画の内部評価と外部評価の実施状況

区分	内部評価+外部評価あり	内部評価のみあり	外部評価のみあり	内部評価+外部評価なし	無回答	計	内部・外部評価なし比率
以降	19	13	1	13	1	47	28%
以前	16	21	1	25	0	63	40%
計	35	34	2	38	1	110	35%

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



内部評価と外部評価の実施状況は、以前は「両方あり」は25%、「両方なし」は40%に対し、以降は「両方あり」は40%、「両方なし」は28%と内部評価と外部評価の実施が進んでいる。

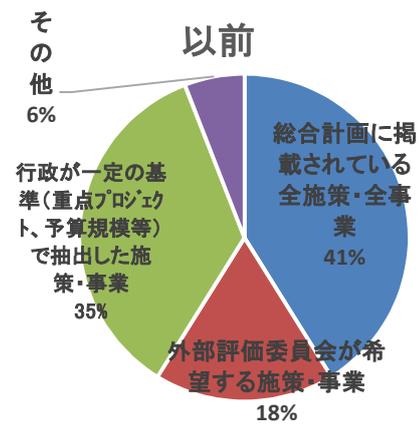
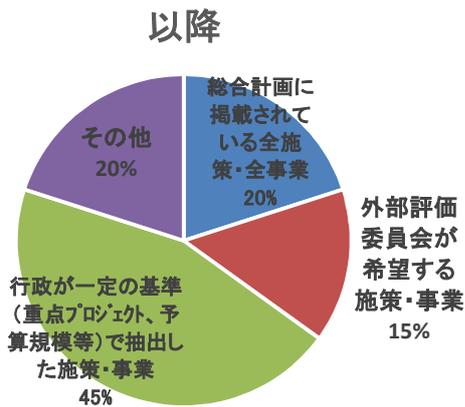
(13) 外部評価の対象を選定する方法

区分	総合計画に掲載されている全施策・全事業	外部評価委員会が希望する施策・事業	行政が一定の基準（重点プロジェクト、予算規模等）で抽出した施策・事業	その他	計
以降	4	3	9	4	20
以前	7	3	6	1	17
計	11	6	15	5	37

外部評価の対象を選定する方法は、以前では、「全ての施策・事業」(41%)が一番の比率であったが、以降では、「行政が一定の基準で抽出した施策・事業」(45%)が一番の比率と選定方法の変化がある。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



(14) 総合計画の進行管理として施策に定量的な指標・目標値の設定の有無(問24)

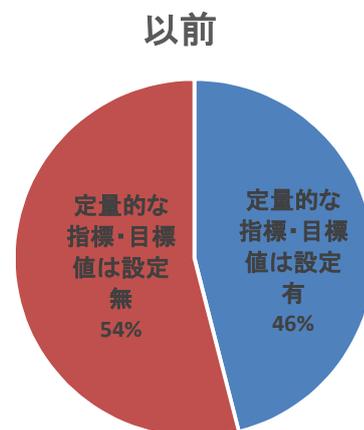
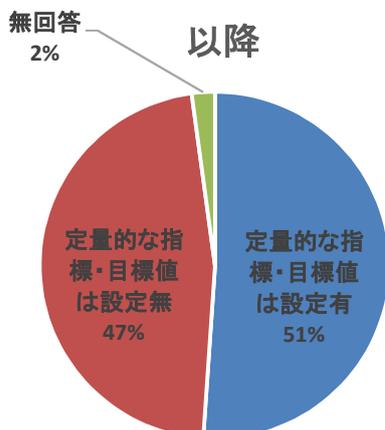
総合計画の進行管理として施策に定量的な指標・目標値の設定の有無

区分	定量的な指標・目標値は設定有	定量的な指標・目標値は設定無	無回答	計	設定有の比率
以降	24	22	1	47	51%
以前	29	34	0	63	46%
計	53	56	1	110	48%

総合計画の進行管理として定量的な指標・目標値の設定の有無を伺ったところ、以前では、「設定有り」が46%であったが、以降では「設定有り」が51%と増加傾向であった。

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



(15) 指標・目標値の設定状況

指標・目標値の設定状況

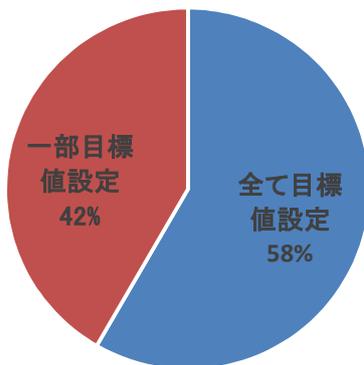
区分	全て目標値設定	一部目標値設定	計
以降	14 58%	10 42%	24 100%
以前	13 45%	16 55%	29 100%
計	27 51%	26 49%	53 100%

総合計画の進行管理として定量的な指標・目標値の設定が有りのうち、「全て」又は「一部」のどちらかで設定しているかを伺ったところ、「全て目標値設定」では、以前では45%、以降では58%と全てが増加傾向であった。

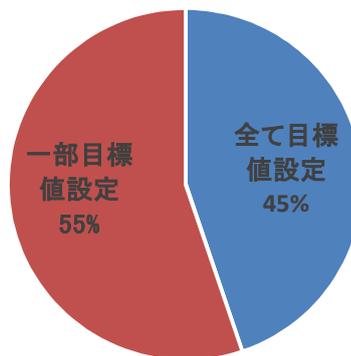
H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

以降



以前



(16) 指標・目標値の性格

指標・目標値の性格

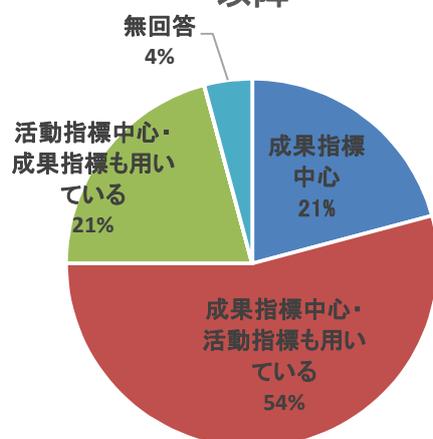
区分	成果指標中心	成果指標中心・活動指標も用いている	活動指標中心・成果指標も用いている	ほとんど活動指標中心	無回答	計
以降	5 75%	13 21%	5 4%	0 0%	1 4%	24 100%
以前	12 86%	13 21%	1 14%	3 10%	0 0%	29 100%
計	17 81%	26 49%	6 11%	3 6%	1 2%	53 100%

指標・目標値の性格が、以前では、「成果指標中心」が86%、「活動指標中心」が14%であったが、以降では、「成果指標中心」が75%、「活動指標中心」が21%と、「成果指標中心」から「活動指標中心」へ移行している。

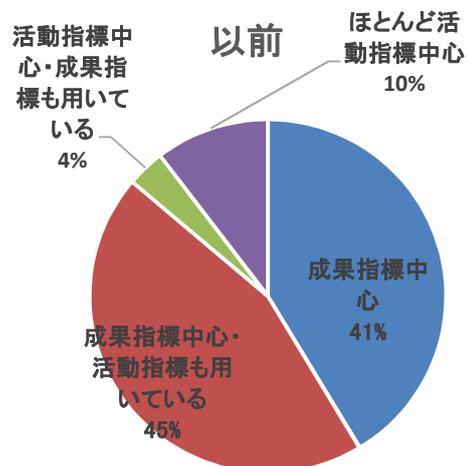
H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村

以降



以前

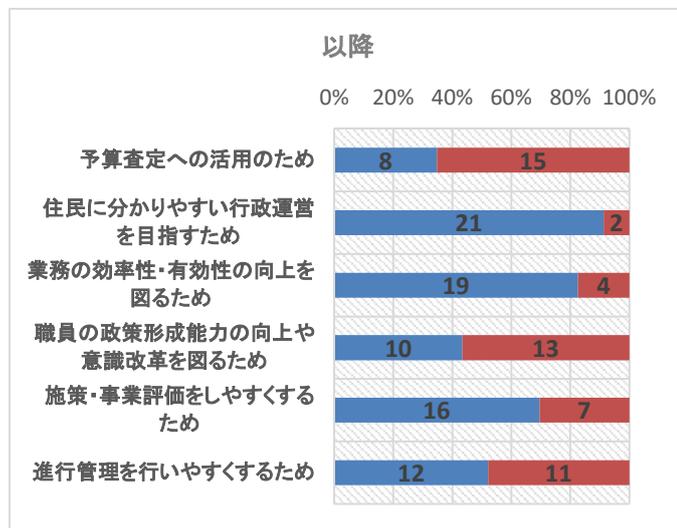


(17) 指標・目標値を設定する狙い(問25) (複数回答)

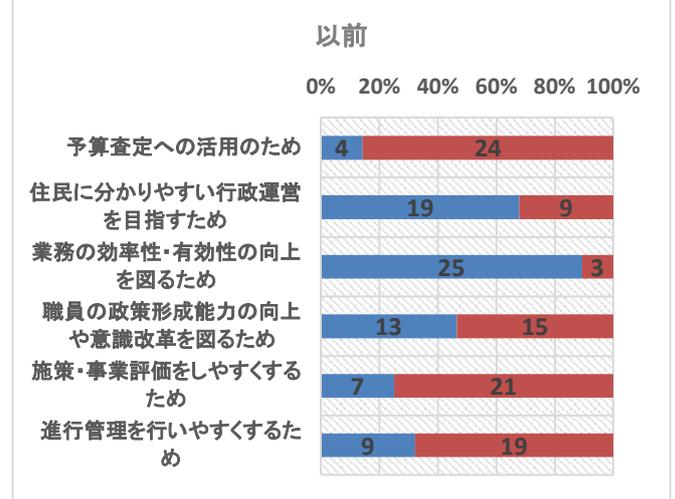
指標・目標値を設定する狙い

区分	予算査定への活用のため	住民に分かりやすい行政運営を目指すため	業務の効率性・有効性の向上を図るため	職員の政策形成能力の向上や意識改革を図るため	施策・事業評価をしやすいするため	進行管理を行いやすくするため	その他	全体
以降	8	21	19	10	16	12	0	23
	35%	91%	83%	43%	70%	52%	0%	
以前	4	19	25	13	7	9	0	28
	14%	68%	89%	46%	25%	32%	0%	
計	12	40	44	23	23	21	0	51
	24%	78%	86%	45%	45%	41%	0%	

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



指標・目標値の設定の狙いが、以前では、「業務の効率性・有効性の向上を図るため」が83%と一番であったが、以降では、「住民に分かりやすい行政運営を目指すため」が91%と狙いが少し変化している。また、「施策・事業評価をしやすいため」の比率が上昇傾向である。

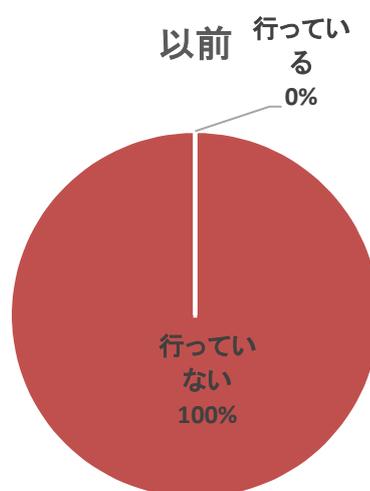
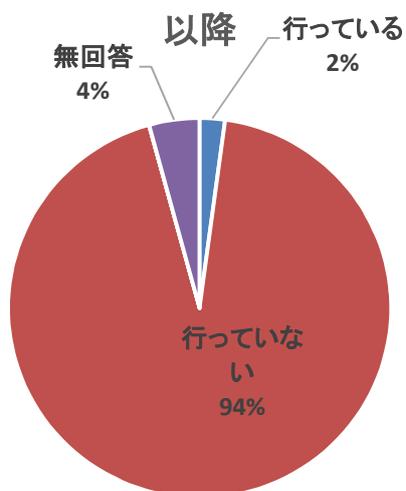
(18) 行政が実施した事業評価に対し、議会が事業評価を行っていますか (問26)

議会が事業評価を行っているか

区分	行っている	行っていない	検討中	無回答	計	行っていない 比率
以降	1	44	0	2	47	94%
以前	0	63	0	0	63	100%
計	1	107	0	2	110	97%

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



議会が自ら事業評価を「行っている」という市町村は、以前は0市町村であったが、以降は1町（福島町）であった。議会が事業評価を行うということは、議決した責任を果たすという意味があるので、これからも多くの議会が行うべきことである。なお、福島町は全事業対象で、評価結果はホームページで公開されている。

7. 総合計画のマネジメントにおける重点課題

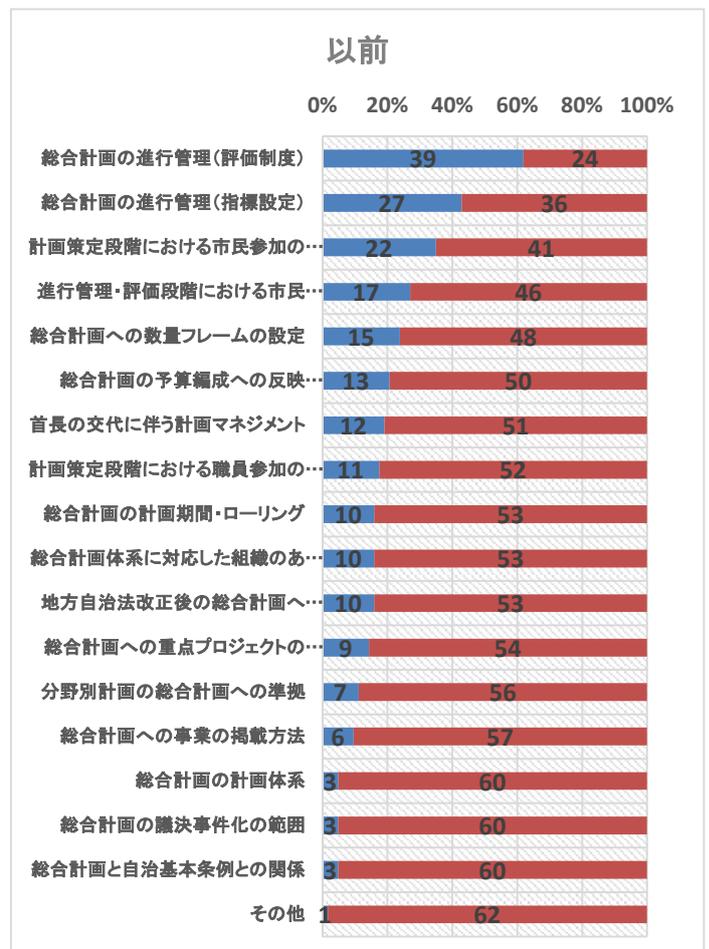
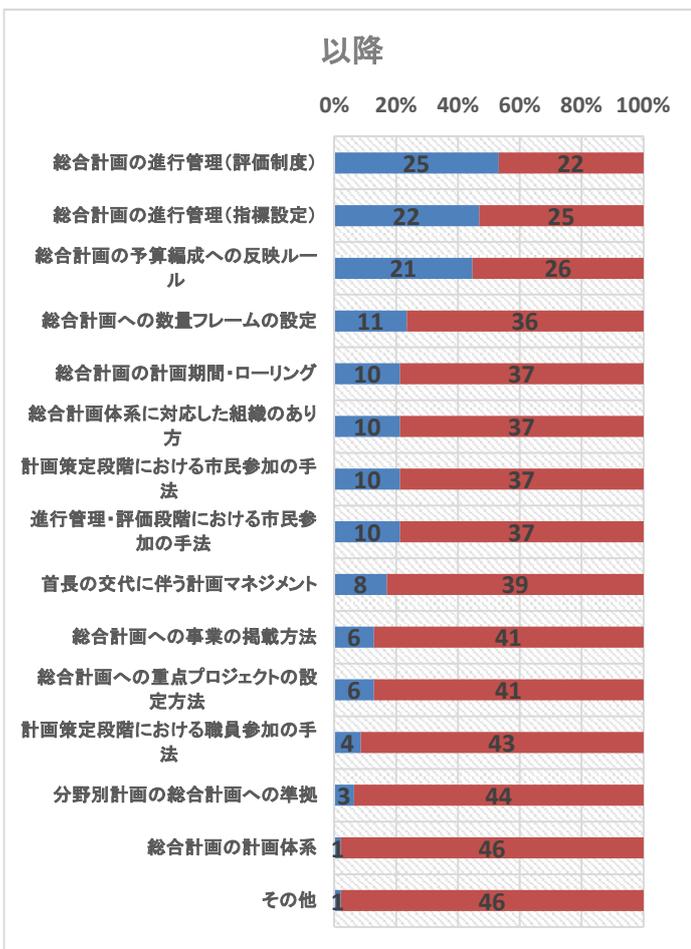
(1) 総合計画のマネジメント項目の課題(問27)(複数回答)

総合計画のマネジメント項目の課題

区分	総合計画の計画体系	総合計画の計画期間・ローリング	総合計画の議決事件化の範囲	総合計画への事業の掲載方法	首長の交代に伴う計画マネジメント	総合計画体系に対応した組織のあり方	総合計画と自治基本条例との関係	地方自治法改正後の総合計画への影響と対応	計画策定段階における市民参加の手法	進行管理・評価段階における市民参加の手法	計画策定段階における職員参加の手法	総合計画への数量フレームの設定	分野別計画の総合計画への準拠	総合計画への重点プロジェクトの設定方法	総合計画の予算編成への反映ルール	総合計画の進行管理(評価制度)	総合計画の進行管理(指標設定)	その他	無回答	全体
以降	1	10	0	6	8	10	0	0	10	10	4	11	3	6	21	25	22	1	4	47
	2%	21%	0%	13%	17%	21%	0%	0%	21%	21%	9%	23%	6%	13%	45%	53%	47%	2%	9%	
以前	3	10	3	6	12	10	3	10	22	17	11	15	7	9	13	39	27	1	3	63
	5%	16%	5%	10%	19%	16%	5%	16%	35%	27%	17%	24%	11%	14%	21%	62%	43%	2%	5%	
計	4	20	3	12	20	20	3	10	32	27	15	26	10	15	34	64	49	2	7	110
	4%	18%	3%	11%	18%	18%	3%	9%	29%	25%	14%	24%	9%	14%	31%	58%	45%	2%	6%	

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



総合計画のマネジメント項目の課題では、以降も以前も共に、上位2つは「総合計画の進行管理の評価制度」と「総合計画の進行管理の指標設定」であった。3番目は、以降は「総合計画の予算編成への反映ルール」、以前は「計画策定段階における市民参加の手法」であった。

(2) 課題認識

課題認識(問27)

市町村名	課題認識
帯広市	総合計画に求められる役割の変化への対応、評価と予算の明確な連動など
岩見沢市	評価制度を確立することがとくに重要と考えている
三笠市	定量的な数値目標および目標達成を評価する制度が必要ではないか
八雲町	事業によって数値目標が出にくいものがあり、統一した基準設定が課題である
厚沢部町	PDCAが確立されていない
当麻町	総合計画 実施計画ローリング(毎年)策定時と予算編成時に時間差があることから、事業内容や事業費に変更が生じるが、どう予算に変更させるかは決まっていない
愛別町	職員数に限りがある中で、総合計画の事業評価に係る労力を最小限にする必要がある一方で、まちづくりの進行状況の適切な内部評価となるような体制整備が求められる
様似町	町の総合計画として町民の意見反映は必須であるが、その参加方法や効率的な方法が難しい。また、進捗については毎年実施計画のローリングをしているが、計画の専門職員がいるわけでもなく、多分野にわたる計画のため、評価等の実施が難しい状況になっている。
音更町	施策・事業の評価がシステム化しておらず、事務が煩雑になっている
中札内村	問9・10 対象事業が広範囲のため十分な意見反映ができない。検討資料も多くなり住民にも大きな負担となる。 問15、16 総合計画、予算編成、予算執行、政策評価などのサイクル化を確立し効率的な行財政運営を行う必要がある。
別海町	行政評価の手法
中標津町	・人口フレームの設定方法 ・内部評価における、効果的なスクラップアンドビルドの仕組みづくり

8. その他

(1) 総合計画策定において、今後の課題、あるいは解決したい問題点(問28)

問28 貴市町村の総合計画策定において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

	市町村名	課題認識	
基本構想義務化廃止以降総合計画策定市町村	札幌市	社会・経済情勢や国の施策の変化等を考慮して、今後取り組むべき新たな視点や課題の整理を行っていきたいと考えている	
	函館市	総合計画策定の必要性について	
	三笠市	現在、総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設管理計画など、計画づくりで事務が煩雑となっている。小規模自治体においては、計画作成に係わる人員の問題が発生している。	
	鹿部町	他の計画の見直し時期が違う事から、整合性を図る調整が課題となっている	
	新十津川町	総合計画を職員自体が重要視されていない	
	月形町	予算編成のルール	
	当麻町	実施計画ローリングの事務量の削減	
	愛別町	内部評価及び外部評価体制の整備	
	訓子府町	住民や職員の意見をもっと反映できるような手法を考えたい	
	洞爺湖町	事業成果による計画見直し等の判断基準の明確化	
	むかわ町	総合計画体系に対応した組織のあり方の見直し	
	羅臼町	人口減少対策、少子化対策	
	基本構想義務化廃止以前総合計画策定市町村	小樽市	策定作業の負荷の軽減
		室蘭市	平成32年度に改定を予定しているが、法的根拠の整理、議決案件とするか否か、計画の体系について等が課題となっている
帯広市		○総合計画に求められる役割の変化への対応 ・これまでの総合計画は、右肩上がりの経済成長に支えられ、建築物やインフラ施設の新たな整備などの計画への記載の有無や、政策的事業の配分調整機能、事業実施による目標の達成などが重視されてきた。しかし、人口減少時代が到来し、先行きが不透明な社会経済情勢や、現下の厳しい財政状況においては、長期にわたって年次を定め、様々な事業を想定しておくことは困難。 ・人口減少、少子高齢化が一層進むことが見込まれる中、施設やサービスに係るコストを効果的に削減していかなければ、真に必要なサービスへの影響は避けられない状況となる。 ・こうした時代にあって、総合計画が担うべき役割について整理が必要。	
岩見沢市		評価制度と連動した総合計画の策定	
江差町		総合戦略との整合性を図りながら、地方創生に向けた進捗管理、成果検証、課題分析、計画の見直し	
奥尻町		予算との結び付け方、事業の進捗状況、評価について体制構築をしたい	
今金町		まち・ひと・しごと総合戦略との整合性を図ること	
島牧村		自治法改正により総合計画の作成が求められないが、起債にあたっては財政フレーム等を考慮した計画の有無が問われ実務的には総合計画の策定が必要になり法改正の必要があったのか疑問に感じる。	
真狩村		計画(地域課題)の共有～みんなの計画	
利尻町		当町の総合振興計画は平成30年度までとなっている事から平成31年度以降の総合振興計画策定に向け、今後の課題等検討していきたい	
清水町		次期計画の策定方法	
芽室町		庁内での他課との連携、町民との協働・課題解決策の模索の仕方	
本別町		実施計画掲載事業の評価方法(事務負担を軽減しつつ、適正な評価システムの構築)	
別海町		行政評価の手法	

**(2) 総合計画策定において、参考になる、あるいは参考にしている
他市町村(問29)**

問29 貴市町村の総合計画策定において、参考になる、あるいは参考にしている他市町村を挙げてください。

市町村名	課題認識
札幌市	各政令指定都市等
函館市	岩手県盛岡市、北海道旭川市
小樽市	江別市
帯広市	江別市、函館市、旭川市、藤沢市 など
岩見沢市	ホームページで総合計画策定に関する資料を公開している市町村
江別市	平成28年度北海道帯広市に視察
奥尻町	島根県海士町
訓子府町	美幌町、大空町等
洞爺湖町	北海道、箱根町
羅臼町	近隣市町村

Ⅲ. 総合計画の研究

1. 総合計画の根拠規定

ここでは、総合計画を規定している「自治基本条例」と「総合計画策定条例」、そして、自治基本条例とその関連条例としての「総合計画の策定と運用に関する条例」の三つの形態の特徴と論点としての計画期間の明記について比較してみた。

(1) 自治基本条例の総合計画に関する規定の特徴

自治基本条例における総合計画の位置づけは、行政運営の中心的位置づけとし、財政運営、行政評価と一体的、総合的に行うことで、総合的かつ計画的な行政運営が行えるとしている。その意味では、行政運営の中心的な機能であり、ここが機能しないということは、行政運営そのものが機能していないことになる。

総合計画の中心的内容は、①行政が行う政策、施策、事業は、総合計画に根拠を置く、②各分野における個別計画等は、総合計画との整合を図って策定する、③事務及び事業の進捗を管理し、その状況を公表することである。

総合計画と関連する財政運営と行政評価では、①行政は、総合計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもとに財政計画を策定し、それに基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行う、②行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業(実施計画)へ反映させる、③行政評価に関する情報を公表することである。

自治基本条例の総合計画に関する規定の特徴は、行政運営の根拠として総合計画があり、財政運営・行政評価、さらに、住民参加や情報共有といった自治基本条例の政策資源を結集したものとなっている。

論点としての計画期間については、後で述べる栗山町、芽室町の自治基本条例以外の同条例には規定がないし、見直しもない。今後は総合計画の項には計画期間を規定すべきではないか。

自治基本条例の総合計画の規定

自治体名	白老町	美幌町	湧別町自治基本条例	旭川市	安平町
名称	白老町自治基本条例	美幌町自治基本条例	湧別町自治基本条例	旭川市まちづくり基本条例	安平町まちづくり基本条例
施行日	平成19年1月1日	平成23年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年12月26日
自治基本条例 (総合計画) (財政運営) (行政評価)	<p>(行政運営の基本原則) 第26条 執行機関は、総合的かつ計画的に行政運営するため、基本構想とこれを具体化する計画(以下「総合計画」という。)を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。</p> <p>(総合計画) 第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。</p> <p>2 執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くものとします。</p> <p>3 各分野における個別計画等は、総合計画との整合を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進捗管理を行います。</p> <p>(財政運営) 第28条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画と行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。</p> <p>(行政改革・行政評価) 第29条 執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。</p> <p>2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るための評価の仕組みを確立し、効果的で効率的な行政運営に努めます。</p>	<p>(総合計画) 第36条 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。</p> <p>2 行政は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとします。</p> <p>3 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。</p> <p>4 行政は、総合計画の実施計画を毎年度見直すとともに、事務及び事業の進捗を管理し、その状況を公表します。</p> <p>5 行政は、各施策の基本となる計画の策定及び実施に当たって、総合計画との整合性を図りながら進めます。</p> <p>6 行政は、総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定及び見直しに当たって、検討内容を公表します。</p> <p>(財政運営) 第37条 行政は、総合計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもとに財政計画を策定し、それに基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行います。</p> <p>2 行政は、予算、決算、財政状況等について分かりやすい資料を作成のうえ、公表します。</p> <p>(行政評価) 第38条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるとともに、分かりやすい資料を作成し公表します。</p>	<p>(総合計画) 第36条 行政機関は、湧別町を目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定するものとします。</p> <p>2 行政機関は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政機関が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急的な課題を除き、総合計画に基づいて実施するものとします。</p> <p>3 行政機関は、総合計画の実施計画を毎年度見直すとともに、事務及び事業の進捗を管理し、その状況を公表します。</p> <p>4 行政機関は、部門別の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。</p> <p>(財政運営) 第37条 行政機関は、総合計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な財政計画を策定し、計画の健全な財政運営を行いますものとします。</p> <p>2 行政機関は、毎年度の予算、決算及び財政の状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成し公表しなければなりません。</p> <p>3 財政状況の公表に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>(行政評価) 第38条 行政機関は、事務及び事業の目的及び成果等を点検するため、適切な評価基準に基づく行政評価を実施するものとします。</p> <p>2 行政機関は、行政評価の結果を予算、事務及び事業へ反映させるとともに、分かりやすい資料を作成し公表します。</p>	<p>(計画的な市政運営) 第17条 市は、総合的かつ計画的な市政運営に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。</p> <p>2 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、進捗管理を行い、その状況を公表しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する総合的な計画の策定に当たっては、その基本的事項について議会の議決を得なければならない。</p> <p>4 市は、市政運営に当たっては、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p>	<p>(総合計画の策定) 第23条 町は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本構想及び基本計画(以下、これを「総合計画という。)を、この条例の理念に基づき策定します。</p> <p>(計画の体系化) 第24条 町は、基本となる各課計画の策定においては、前条に規定する総合計画との整合性を図ります。</p> <p>2 町が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に根拠を置くものとします。</p> <p>(財政運営等) 第25条 町は、効率的で効果的な財政運営を図るため、総合計画に基づく財政計画を策定します。</p> <p>2 町は、保有する財産の適正な管理に努めるとともに、財政運営の状況を分かりやすく公表します。</p> <p>3 町は、必要に応じ専門性と独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとします。</p> <p>(行政評価) 第27条 町は、重要な施策等について行政評価を実施し、その結果を町民に分かりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めるものとします。</p> <p>2 町は、行政評価を実施するにあたっては、町民意見を反映し、客観的な手法を用いるように努めるものとします。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、行政評価に關して必要な事項は、別に定めます。</p>

(2) 総合計画策定条例に関する規定の特徴

総合計画策定条例の特徴は、地方自治法の改正(平成23年8月1日)により基本構想の策定義務が廃止となったことから、市町村が総合計画を策定することと議会が総合計画を議決することの根拠を定める必要性が発生したことから出来た条例と言って良い。したがって、自治基本条例が行政運営全般の中の総合計画という位置づけに対し、総合計画策定条例は総合計画策定に関することに限定した条例という特徴がある。したがって、財政運営や行政評価に関する規定がない。

主な内容は、①総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定する、②個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図る、③総合計画策定審議会への諮問、④総合計画の公表、⑤議会の議決、となっている。

計画期間については、唯一、木古内町の条例に、「計画期間は10年とし、中間年には、検証を行う」との規定があるが、その他の同条例には計画期間に関する規定がない。

総合計画策定条例

自治体名	木古内町	鹿部町	南幌町	興部町	雄武町	羅臼町
名称	木古内町振興計画の策定に関する条例	鹿部町総合計画の策定に関する条例	南幌町総合計画策定条例	興部町総合計画策定条例	雄武町総合計画策定条例	羅臼町総合計画策定条例
施行日	平成24年5月8日	平成24年9月13日	平成25年3月18日	平成28年9月18日	平成28年3月28日	平成26年12月11日
目的	(目的) 第1条 この条例は、行政と町民が協働して住民福祉の向上と住みよきまちづくりの実現を図るための総合的かつ計画的に町政を運営する 基本構想、基本計画及び実施計画で構成される計画 (以下「木古内町振興計画」という。)の策定に必要な事項を定めることを目的とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、 総合計画の策定 に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、 木古内町総合計画を策定する 。	(目的) 第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である 総合計画の策定 に関し、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、 総合計画の策定 に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営に資することを目的とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である 総合計画の策定 に関することについて、必要な事項を定めるものとする。
定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 基本構想 木古内町振興計画の基本理念を定め、目標を示すもの (2) 基本計画 基本構想で示す目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すもの (3) 実施計画 基本計画を実現するための具体的な計画を示すもの	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。 (2) 基本構想 まちづくりの最高理念であり、町長の将来像及び基本目標を示すものをいう。 (3) 基本計画 まちづくりの基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものを含む。 (4) 実施計画 まちづくりの具体的な計画であり、施策を実現するための実施する事業を示すものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 総合計画 将来における本町のありべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。 (2) 基本構想 町政の最高理念であり、本町の将来像及びまちづくりの基本目標を示すものをいう。 (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。 (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 総合計画 本町の総合的かつ計画的なまちづくりの指針であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。 (2) 基本構想 本町のまちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像と方向性を示すものをいう。 (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の指針であって、施策の方向性及び体系を示すものをいう。 (4) 実施計画 基本計画に基づいて施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 総合計画 将来における本町のありべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画、実施計画及び財政計画からなるものをいう。 (2) 基本構想 町政の最高理念であり、施策の大綱と基本的な目標を示すものをいう。 (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。 (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するための実施する事業を示すものをいう。 (5) 財政計画 実施計画に示した事業を実施するために、具体的な財政収支見込みを示すものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 総合計画 将来における本町のありべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。 (2) 基本構想 本町の将来像と基本的な方向、施策の大綱を示すものをいう。 (3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本施策を実現するための方向及び体系を示すものをいう。 (4) 実施計画 施策を実現するための実施する事業を示すものをいう。
位置づけ	(位置付け) 第3条 木古内町振興計画は、個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の最上位計画と位置付けるものとする。					
期間	(期間) 第4条 木古内町振興計画の計画期間は10年とし、中間年には、検証を行うものとする。					
諮問	(諮問) 第5条 町長は、基本構想及び基本計画の策定するときは、木古内町まちづくり委員会(以下「まちづくり委員会」という。)に諮問するものとする。	(総合計画策定審議会への諮問) 第3条 町長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、鹿部町総合計画策定審議会(平成23年条例第2号)第2条に規定する鹿部町総合計画策定審議会に諮問するものとする。	(総合計画策定審議会への諮問) 第3条 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、南幌町総合計画策定審議会(平成24年条例第29号)第1条に規定する南幌町総合計画策定審議会に諮問するものとする。	(総合計画策定審議会への諮問) 第4条 町長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、興部町総合計画策定審議会(昭和43年3月3日条例第1号)第2条に基づき設置する興部町総合計画策定審議会に諮問するものとする。	(総合計画策定審議会への諮問) 第4条 町長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、雄武町総合計画策定審議会(昭和45年条例第26号)第1条に基づき設置する雄武町総合計画策定審議会に諮問するものとする。	(総合計画策定委員会への諮問) 第3条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、羅臼町総合計画策定委員会設置規則(平成19年規則第26号)第1条に規定する羅臼町総合計画策定委員会に諮問するものとする。
議会の議決	(議会の議決) 第6条 町長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。 2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。	(議会の議決) 第4条 町長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。 2 前項の規定は、基本構想の変更について準用する。	(議会の議決) 第4条 町長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。 2 前項の規定は、基本構想の変更について準用する。	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例(平成15年2月5日条例第2号)改正 平成28年3月18日条例第5号 第2条 議会において議決すべき事項は、次のとおりとする。 (1) 興部町財政再建計画(基本方針)に関すること。 (2) 興部町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定に関すること。	(議会の議決) 第5条 町長は、前条における手続きを経て、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。 2 前項の規定により、議会の議決に付すべき事件を定める条例(平成17年条例第2号)第2条に基づき、議会の議決を経るものとする。 (議会の議決に付すべき事件) 第2条 議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 雄武町の地域における総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想 (2) 前号の基本構想に係る基本計画	(議会の議決) 第4条 町長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。 2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。
行政評価						
策定手順	(基本計画及び実施計画の策定) 第6条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。	(基本計画及び実施計画の策定) 第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。	(基本計画及び実施計画の策定) 第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。	(基本構想及び計画の策定) 第3条 町長は、基本構想を策定し、これに基づき基本計画及び実施計画を策定するものとする。	(基本構想及び計画の策定) 第3条 町長は、基本構想を策定し、これに基づき基本計画、実施計画及び財政計画を策定するものとする。	(基本計画及び実施計画の策定) 第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。
公表	(公表) 第7条 町長は、木古内町振興計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。	(総合計画の公表) 第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。 2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。	(総合計画の公表) 第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。 2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。	(総合計画の公表) 第5条 町長は、総合計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。	(総合計画の公表) 第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。	(総合計画の公表) 第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。
調整	(調整) 第8条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。	(総合計画との整合) 第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。	(総合計画との整合) 第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。	(総合計画との整合) 第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。	(総合計画との整合) 第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。	(総合計画との整合) 第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。
見直し	(期間満了前の見直し) 第9条 町長は、第4条の規定による検証の結果その地理的により基本構想及び基本計画の期間満了前に見直しを行うときは、理由を付して委員会と協議を行ったうえ、その作業に着手するものとする。 2 前項の規定による見直し作業は、委員会に諮問するとともに、議会の議決を経るものとする。	(総合計画の変更) 第5条 町長は、社会情勢等の変化に伴い、総合計画の内容及び計画期間を見直す必要があるときは、計画期間内において、変更することができる。				

(3) 自治基本条例とその関連条例としての総合計画策定条例

① 栗山町・福島町・芽室町の自治基本条例の特徴

自治基本条例とその関連条例としての総合計画条例を整備している市町村は、現在、栗山町、福島町、芽室町の3町のみである。この形式をはじめに行ったのは栗山町で、自治基本条例制定と同時に、関連条例として「栗山町総合計画の策定と運用に関する条例」が制定されている。福島町、芽室町は、自治基本条例制定後、「総合計画の策定と運用に関する条例」が追加制定されている。

この三つの町の自治基本条例と(1)(P35)の市町村の自治基本条例との比較で、大きな違いは、「総合計画の計画期間」を明確にした点にある。栗山町と芽室町の総合計画の計画期間は、基本構想は8年、基本計画(実施計画)は前期4年及び後期4年と明確にしている。なお、福島町の自治基本条例には計画期間の規定はない。総合計画の計画期間は基本構想の策定義務が廃止される以前は法律で計画期間を10年としていたが、法律の規定が無くなった以降、自治基本条例に計画期間を規定する自治体がほとんどなかったという点では、栗山町の自治基本条例は先見性があったと言える。今後、既に制定されている自治基本条例、もしくは、今後制定される自治基本条例は計画期間の規定が必要と考える。

自治基本条例とその関連条例として総合計画条例がある形態

自治体名	福島町	芽室町	栗山町
名称	福島町まちづくり基本条例	芽室町自治基本条例	栗山町自治基本条例
施行日	平成21年4月1日	平成19年3月5日	平成25年4月1日
(総合計画)	<p>(総合計画)</p> <p>第18条 町長は、この条例の目的及び目標に基づきまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画(以下「総合計画」という。)を策定します。</p> <p>2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加え柔軟に見直しを行います。</p> <p>3 町長は、総合計画に基づく事業の進捗状況を管理し、その状況を公表します。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第14条 町長等は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、町のめざす将来像を定める基本構想とこれを実現するための実施計画により構成される総合計画を策定します。</p> <p>2 総合計画の計画期間は、原則として、基本構想は8年、実施計画は前期4年及び後期4年とします。(平成27年12月28日改正)</p> <p>3 町長等は、町民参加により総合計画を策定するため、芽室町総合計画審議会を設置し、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>4 町長等は、総合計画の進捗状況を町民に公表するとともに、町民の意見を述べる機会を設けます。</p> <p>5 第3項の審議会について必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>6 総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町が行う政策は、法令に基づくもの及び緊急を要するもののほかは、これに基づいて実施します。</p> <p>7 町長等は、特定の政策における個別計画等を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにします。</p> <p>第14条の2 町長は、前条で規定する総合計画の策定又は変更に関しては、議会の議決を経ます。</p> <p>第14条の3 前2条に規定するもののほか必要な事項は、別に条例で定めます。(平成27年12月28日改正)</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第25条 町は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、情報の共有と町民参加を踏まえて、最上位の計画として総合計画を策定します。</p> <p>2 町が進める政策等は、総合計画に根拠を置きます。</p> <p>3 総合計画は、計画期間を原則8年とする基本構想、基本計画、進捗管理計画により構成し、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決の対象とします。</p> <p>4 基本計画は、計画期間中の4年目に、議会の議決により改定します。</p> <p>5 総合計画は、第28条第2項に規定する行政改革大綱に基づく推進計画等との整合性に留意して策定します。</p> <p>6 行政は、毎年度、基本計画に基づく事業の進捗管理を行い、その情報を公表します。</p> <p>7 町は、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定に当たっては、総合計画との整合性を図ります。</p> <p>8 前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例(平成25年条例第21号)に定めます。</p>
(財政運営)	<p>(財政運営)</p> <p>第19条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画及び行政評価を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況を分かりやすく公表します。</p> <p>(行政改革・行政評価)</p> <p>第20条 執行機関は、行政運営のあり方を見直すため行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。</p> <p>2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため行政評価を行い、効果的かつ効果的な行政運営に努めます。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第15条 町長等は、健全な財政運営を行うため、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めます。</p> <p>2 町長等は、中長期的な財政計画を作成するとともに、総合計画及び行政評価に基づいた予算を編成します。</p> <p>3 町長等は、町の財政状況を明らかにするため、毎年度の予算、決算の状況及び財政計画について、的確な指標などを用い、町民に分かりやすく公表します。</p> <p>4 財政状況の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第17条 町長等は、町が行う仕事について、具体的な成果目標を設定するとともに、目的や成果等を毎年点検し、効果的かつ効率的に町政を運営するため行政評価を実施します。</p> <p>2 町長等は、行政の内部評価に加え、町民参加による外部評価を行います。</p> <p>3 町長等は、行政評価の結果を公表するとともに、行政評価の結果を総合計画及び予算の編成等に反映させます。</p> <p>4 町長等は、最もふさわしい方法で行政評価を行うよう常に検討し、改善します。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第26条 行政は、自律的な財政基盤の強化を図るとともに、財政健全化の指標を定めた中長期的な財政見通しのもと、健全な財政運営を行います。</p> <p>2 行政は、総合計画等を踏まえて予算を編成し、執行します。</p> <p>3 行政は、予算、決算、財政状況等を、毎年度、町民に公表します。</p> <p>(政策評価)</p> <p>第27条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政活動を点検し、改善する評価の仕組みを確立します。</p> <p>2 行政は、前項における評価の結果を予算編成に反映させるとともに、町民に公表します。</p> <p>3 行政は、第1項の評価に当たっては、町民参加により行います。</p>
(行政評価)	<p>(行政評価)</p> <p>第20条 執行機関は、行政運営のあり方を見直すため行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。</p> <p>2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため行政評価を行い、効果的かつ効果的な行政運営に努めます。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第17条 町長等は、町が行う仕事について、具体的な成果目標を設定するとともに、目的や成果等を毎年点検し、効果的かつ効率的に町政を運営するため行政評価を実施します。</p> <p>2 町長等は、行政の内部評価に加え、町民参加による外部評価を行います。</p> <p>3 町長等は、行政評価の結果を公表するとともに、行政評価の結果を総合計画及び予算の編成等に反映させます。</p> <p>4 町長等は、最もふさわしい方法で行政評価を行うよう常に検討し、改善します。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第27条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政活動を点検し、改善する評価の仕組みを確立します。</p> <p>2 行政は、前項における評価の結果を予算編成に反映させるとともに、町民に公表します。</p> <p>3 行政は、第1項の評価に当たっては、町民参加により行います。</p>

②栗山町・福島町・芽室町の「総合計画の策定と運用に関する条例」の特徴

この3町の「総合計画の策定と運用に関する条例」には、(2) (P36)で述べた条例にはない特徴がある。それは、総合計画の策定や議会の議決や財政政策、行政評価という総合計画を中心とした行政運営の原則を定めた自治基本条例のもとに、関連条例として、「総合計画の体系」と「構成の定義」、「策定手順」と「見直しの仕組み」を中心に定めていることと、総合計画の構成では、それぞれの「計画の期間」を定めているところが特徴である。また、福島町では総合計画の見直し条件を列記していることが目新しい。また、「計画見直しの発議」については、栗山町、福島町は町というのに対し、芽室町は町長と明確であった。

総合計画の策定と運用に関する条例

自治体名	福島町	芽室町	栗山町
名称	福島町総合計画の策定と運用に関する条例	芽室町総合計画の策定と運用に関する条例	栗山町総合計画の策定と運用に関する条例
施行日	平成25年6月21日	平成27年12月28日	平成25年3月19日
目的	第1条 この条例は、福島町まちづくり基本条例(以下「基本条例」という。)第18条に基づき福島町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策等の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策、施策及び事業(以下「政策等」といいます。)の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策、施策、事業(以下「政策等」といいます。)の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。
定義	(基本構想) 第6条 基本構想は、町政運営の理念と基本的な政策の方向性や将来目標を定めるほか、次の各号により構成します。 (1) 計画の期間及び構成 (2) 計画の財源 (3) 財政の健全化に向けた方策 (4) 策定及び改定の手続き (5) 進捗管理方法 (6) その他必要と認めるもの (基本計画) 第7条 基本計画は、基本構想に定めた将来目標達成のための分野別の基本目標を定めるほか、次の各号により構成します。 (1) 現況と課題 (2) 基本目標 (3) 主要施策の方向性 (4) その他必要と認めるもの (実施計画) 第8条 実施計画は、原則として前期4年の実施計画と、後期4年の展望計画により構成し、後期実施計画は、前期実施計画の4年目に策定します。なお、実施計画への登載は、原則として事業量が100万円以上の事業とします。 2 実施計画は、具体的な事業目的や財源調達が見込まれた政策等により構成します。 3 展望計画は、実施計画後の将来を展望する政策や緊急性の低い政策等で構成します。 (事業進捗管理表) 第9条 事業進捗管理表は、事業の具体的な内容や進捗状況等を記載するものとし、基本条例第18条第3項に基づく町民への公表資料とします。 2 町は、第14条に基づく政策等の追加、変更、廃止が生じた場合は、それぞれの政策等について、その年度及び理由を記載し計画の進捗管理をします。	(総合計画の体系) 第4条 総合計画は、町民が容易に理解できるものとするため、町が進める政策等を分かりやすく体系化します。 (総合計画の構成) 第5条 総合計画は、基本構想、実施計画及び実行計画で構成し、基本構想及び実施計画については議会の議決対象とします。 (基本構想) 第6条 基本構想は、原則8年とし、町政運営の理念、基本的な政策の方向性その他総合計画の推進に当たっての必要な事項を定め、当該総合計画の策定及び運用の指針とします。 (実施計画) 第7条 実施計画は、原則前期4年の前期実施計画及び後期4年の後期実施計画により構成し、前期実施計画期間中の4年目に、議会の議決を経て後期実施計画を策定します。 2 実施計画は、基本構想に示した将来像、政策等に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めるものとする。 (実行計画) 第8条 実行計画は、実施計画で定められた施策の適切な進捗管理に必要な向こう3年間の具体的な事業内容を定める進捗管理計画とし、公表するものとします。	(総合計画の体系) 第6条 総合計画は、計画期間を原則8年とする基本構想、基本計画、進捗管理計画により構成し、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決の対象とします。 (基本構想) 第6条 基本構想は、町政運営の理念と基本的な政策の方向性を定めるほか、総合計画の推進に当たっての必要な事項により構成し、当該総合計画の策定と運用の指針とします。 (基本計画) 第7条 基本計画は、原則として前期4年の実施計画と後期4年の展望計画により構成し、前期実施計画期間中の4年目に、議会の議決を経て後期実施計画を策定します。 2 実施計画は、財源調達を含めて実施が確実に見込まれる政策等により構成します。 3 展望計画は、将来を展望する政策構想と総合計画の策定時点では緊急性の低い政策等により構成します。 (進捗管理計画) 第8条 進捗管理計画は、実施計画に基づく主要事業の適切な進捗管理に必要な事項を記載する政策情報であり、町長とその他執行機関はその情報を公表します。 2 町長とその他執行機関は、第12条第1項の規定に基づき政策等の追加、変更、廃止をしたときは、それぞれの主要事業について、その年度と理由を明記した上で、前項の規定に基づいて進捗を管理します。
位置づけ	第2条 総合計画は、まちづくりの最上位の計画であり、町が進める政策等の根拠となる計画です。		(総合計画の位置付け) 第2条 総合計画は、町政における最上位の計画であり、町が進める政策等は総合計画に根拠を置くものとします。
期間	(総合計画の体系) 第5条 総合計画は、計画期間を原則8年とする基本構想、基本計画、実施計画で構成し、議会の議決対象とします。	定義参照	定義参照
諮問	策定手順参照	策定手順参照	策定手順参照
議会の議決	福島町議会基本条例(議決事件の拡大) 第11条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、自治法第96条第2項の議会の議決事件について、次のとおり定める。 (1) 福島町総合計画 (2) 福島町まちづくり行政推進プラン (3) 福島町都市計画 (4) 福島町地域防災計画 (5) 福島町農林振興地域整備計画 (6) 福島町森林整備計画 (7) 福島町地域福祉計画 (8) 福島町住宅マスタープラン (9) 福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (10) 子ども・子育て支援事業計画 (11) 福島町人口ビジョン・総合戦略	芽室町議会基本条例(議決事件の拡大) 第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。 (1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 (3) 芽室町庁舎建設基本計画 (4) 芽室町都市計画マスタープラン	栗山町議会基本条例 (法律第96条第2項の議決事項) 第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1) 栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画 (2) 栗山町都市計画マスタープラン (3) 栗山町住生活基本計画 (4) 栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (5) 栗山町子ども・子育て支援事業計画

自治体名	福島町	芽室町	栗山町
行政評価	(行政評価) 第10条 町は、基本条例第20条第2項に基づき、次の各号の行政評価を行います。 (1) 基本構想 政策評価 (2) 基本計画 施策評価 (3) 実施計画 事務事業評価	芽室町自治基本条例(行政評価) 第17条 町長等は、町が行う仕事について、具体的な成果目標を設定するとともに、目的や成果等を毎年点検し、効果的かつ効率的に町政を運営するための行政評価を実施します。 2 町長等は、行政の内部評価に加え、町民参加による外部評価を行います。 3 町長等は、行政評価の結果を公表するとともに、行政評価の結果を総合計画及び予算の編成等に反映させます。 4 町長等は、最もふさわしい方法で行政評価を行うよう常に検討し、改善します。	栗山町自治基本条例(政策評価) 第27条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政活動を点検し、改善する評価の仕組みを確立します。 2 行政は、前項における評価の結果を予算編成に反映させるとともに、町民に公表します。 3 行政は、第1項の評価に当たっては、町民参加により行います。
策定手順	(総合計画の策定手順) 第11条 町は、計画の策定過程等を明らかにするとともに、策定の進行状況に応じ、広く町民参画の上で意見反映をし、計画策定を進めます。 2 総合計画は、政策等の実効性の確保のため、福島町まちづくり行政推進プランをはじめとする各分野の計画等との整合性を図ります。 3 町長は、町民等との懇談会やアンケート調査、パブリックコメント等に基づき総合計画原案(以下「計画原案」という。)を作成し、 福島町総合計画審議会(以下「審議会」という。) に計画原案を諮問します。 4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、慎重な審議を行い、町長に答申します。 5 町長は、審議会の答申を受け総合計画案を策定し、議会に提案します。 6 議会は、福島町議会基本条例の規定に基づき、総合計画の策定に関わるとともに審議を行うものとします。	(基本構想及び実施計画の策定手順) 第9条 町長等は、基本構想及び実施計画の策定に当たっては、その過程を明らかにするとともに、町民の意見を反映させるため、意見交換会、アンケート調査、まちづくり意見募集等により広く町民の参加機会を保障します。 2 基本構想及び実施計画は、政策等の実効性の確保のため、芽室町中期財政計画等との整合性に留意して策定します。 3 町長は、多様な方法で町民の参加を推進するとともに、職員の参加等を踏まえて基本構想及び実施計画原案(以下「計画原案」といいます。)を作成し、 芽室町総合計画審議会(以下「審議会」といいます。) に諮問します。 4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、町民の視点から慎重かつ活発な審議を行い、町長に答申します。 5 町長は、審議会からの答申を尊重して基本構想及び実施計画案を策定し、議会に提案します。 6 町長等は、第3項に定める町民の参加を効果的に推進するため、基本構想及び実施計画の策定及び推進に当たって 討議すべき課題及び論点を整理した文書、その他必要な情報を作成し、町民に提供 します。 7 町民は、前項に規定する情報の作成及び提供に関して、意見を述べることができます。	(総合計画の策定手順) 第9条 町は、総合計画の策定に当たっては、その過程を明らかにするとともに、町民の意見を反映させるため、広く町民の参加機会を保障します。 2 総合計画は、政策等の実効性の確保のため、行財政改革推進計画等との整合性に留意して策定します。 3 町長は、多様な方法で町民の参加を推進するとともに、職員の参加、議会による政策提案等を踏まえて総合計画原案(以下「計画原案」という。)を作成し、 栗山町総合計画審議会(以下「審議会」という。) に諮問します。 4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、町民の視点から慎重かつ活発な審議を行い、町長に答申します。 5 町長は、審議会からの答申を尊重して総合計画案を策定し、議会に提案します。 6 議会は、町長から提案された総合計画案について、慎重な審議を経て議決します。
公表	(総合計画の体裁等) 第4条 総合計画は、町が進める政策等について、町民が容易に理解できるよう配慮された体裁とし、町民が簡便な方法で入手できるものとします。 (情報提供) 第12条 町は、基本条例第25条に基づき、総合計画の策定や推進に当たり、町民に対し分かりやすい資料を提供します。	策定手順参照	(情報の作成と公開) 第10条 町は、前条第3項に定めた町民の参加を効果的に推進するため、総合計画の策定に当たって討議すべき課題と論点を整理した文書のほか、必要な情報を作成し、町民に提供します。 2 町民は、前項の情報の作成と提供に関して、意見を述べることができます。
調整	(各政策分野の計画) 第15条 福島町議会基本条例第11条で定める 各政策分野の計画の策定又は改定については、総合計画との関係を明らかにし、十分な整合性を図る ものとします。	(総合計画と予算の原則) 第11条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。 (各政策分野の基本的な計画) 第12条 芽室町議会基本条例(平成25年条例第27号)第14条に規定する議会の議決事項とする計画を含めて、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにするとともに、十分な調整のもとに行います。	(総合計画と予算の原則) 第11条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。 (各政策分野の基本的な計画) 第13条 栗山町議会基本条例(平成18年条例第17号)第8条第2号から第5号までに規定する議会の議決事項とする計画を含めて、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにするとともに、十分な調整のもとに行います。 2 前項の計画は、第9条に規定する総合計画の策定手順を例として策定します。
見直し	(総合計画の見直し) 第14条 町は、次の各号のいずれかにより総合計画の変更が必要と判断した場合は、政策等の追加や変更、廃止等、 総合計画を見直す ことができるものとします。 (1) 自然災害等の緊急事態 (2) 国の経済・財政政策等の緊急政策への展開 (3) 社会経済情勢の急激な変化への対応 (4) 町長が交代し、その公約を反映する場合 (5) その他町長が特に認める場合 2 前項の自然災害時等に関わらず、毎年度、事業のローリングを実施します。なお、ローリングによる議決対象事業は、事業費の20%又は100万円以上の増減が生じた事業とします。	(総合計画の見直し) 第10条 町長は、政策等の追加、変更又は廃止の必要が生じたときは、議会の議決を経て、基本構想及び実施計画を見直す ことができます。 2 町長は、前項の規定による見直しを行うに当たって、広く町民の意見を反映する必要があるときは、可能な限り町民の参加機会を提供します。	(総合計画の見直し) 第12条 町は、政策等の追加、変更、廃止の必要が生じたときは、議会の議決を経て、総合計画を見直す ことができます。 2 町は、前項の規定による見直しを行うに当たって、広く町民の意見を反映する必要があるときは、可能な限り町民の参加機会を提供します。

総合計画条例

2. 総合計画(計画)と首長マニフェスト(政策)との関係

ここでは、「総合計画が機能していない」と主張の市町村では、「総合計画の計画策定期」と首長のマニフェスト(政策)が出される「選挙の時期」が不一致のため、計画を策定しても、首長の政策を実現優先すると、元々の総合計画を変更せざるを得ないことになり、計画が追いつけないため総合計画が機能しなくなる。このことを改善するためには、「総合計画の計画期間」を「首長任期」の4年間に合わせる必要がある。そこで、首長選挙後に首長のマニフェストを総合計画に反映する仕組みの有無についての回答結果と計画期間をクロスさせたところ、下表の結果であった。

以降(平成23年8月1日基本構想策定義務廃止以降に総合計画を策定した市町村)

仕組み	5年型	10年型	4年型	8年型	不明	計	比率
仕組み有	0	0	7	0	0	7	15%
仕組み無	26	10	1	2	1	40	85%
計	26	10	8	2	1	47	100%
比率	77%		21%		2%	100%	

(注)仕組みとは、首長選挙と総合計画策定期を合わせ仕組みのこと

以前(平成23年8月1日基本構想策定義務廃止以前に総合計画を策定した市町村)

仕組み	5年型	10年型	4年型	8年型	不明	計	比率
仕組み有	0	0	0	0	0	0	0%
仕組み無	34	28	1	0	0	63	100%
計	34	28	1	0	0	63	100%
比率	98%		2%		0%	100%	

(注)仕組みとは、首長選挙と総合計画策定期を合わせ仕組みのこと

この表からは、平成23年8月1日以前に総合計画を策定した市町村は、基本構想10年、基本計画10年又は5年という計画期間で計画を策定しているため、ほとんど、「首長選挙」と「総合計画の策定期」とは重ならないので、総合計画に反映する仕組みがなかった。

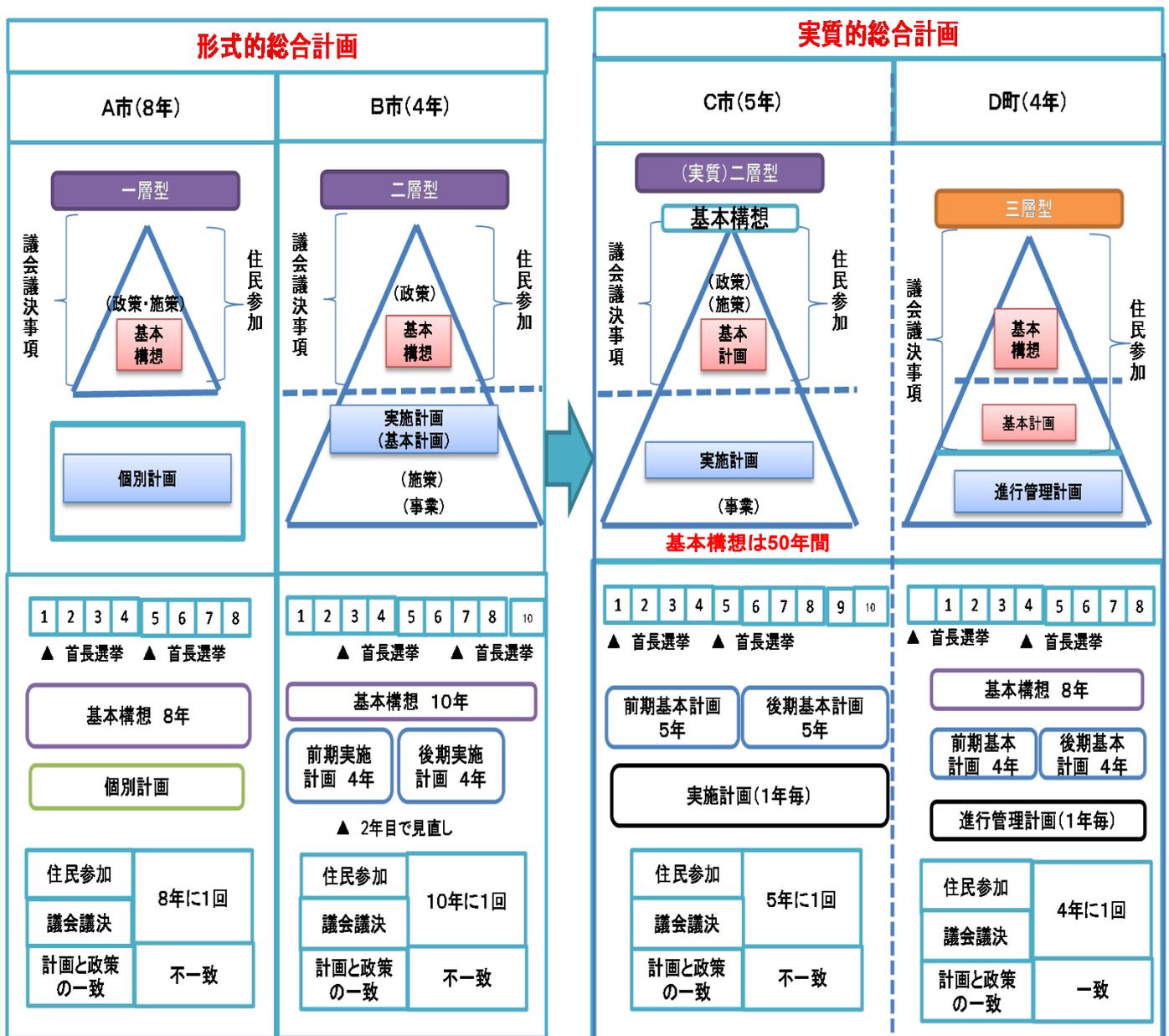
しかし、策定義務が廃止となった平成23年8月1日以降に総合計画を策定した市町村では、この矛盾を解決するために、計画期間を4年間とし、首長選挙に合わせ総合計画を策定することで、政策と計画の不一致を解消した。今回の調査で、政策と計画の一致を試みた市町村が7市町村あったことが、判明した。なお、7市町村のうち6市町村は自治基本条例施行市町村であった。ただ、自治基本条例を改正し、条例に計画期間を入れた市町村は0であった。

3. 総合計画の形態比較

総合計画には形式的と実質的の2タイプがある。その違いは、基本計画を住民参加や議会の議決の対象としているかによってタイプを区分できる。

形式的総合計画は「基本構想のみの一層型」や「基本構想と実施計画の2層型」が該当する。A市の場合は基本構想が8年に1回、B市は10年に1回の住民参加と議会の議決であること、首長選挙とのリンクがない。いずれも、「実施計画」や「個別計画」の策定は首長のフリーハンドとなるため形式的総合計画とした。

一方、実質的総合計画は、「基本構想・基本計画」を住民参加と議会の議決を経ることから、C市は5年に1回、D町は4年に1回の住民や議会が基本計画に関与することで、基本計画の具体化としての事業集である「実施計画」は首長のフリーハンドとはならないこと、C市は首長選挙とのリンクがないが、D町は首長選挙に合わせ総合計画を策定することになっていることから、実質的総合計画とした。実質的総合計画は住民生活と直結した存在となっている。



4. 総合計画が直面している課題

(1) 総合計画不要論

今回の調査で、以下の総合計画不要論の意見があった。このような総合計画不要論が出る原因と対策を検討した。

① 主な総合計画不要論

ア 総合計画が有効に機能しないので、無意味な総合計画が必要か。

イ 人口減少時代が到来し、先行きが不透明な社会経済情勢や、現下の厳しい財政状況においては、長期にわたって年次を定め、様々な事業を想定しておくことは困難になっている。

ウ 総合計画の具体的かつ明確な必要性が整理されていない。(まち・ひと・しごと創生)総合戦略に重点を置いて進めていく方針であるので、総合計画を策定しない予定である。

エ 行政職員自身が総合計画を重要視していない。

② 総合計画不要論の原因と対策

ア ①アについては、総合計画が10年又は5年という計画期間が首長任期4年との不一致に伴う、政策と計画の不一致をもたらし、総合計画の実現に対する責任も曖昧にする原因となっている。また、国の補助金等政策に対し、本当に住民生活に必要な事業なのか、総合計画との整合が取れた事業なのか、見極める明確なポリシーがないまま、行うことが目的化してしまっている点も、総合計画が無意味と思わせる原因となっている。対策としては、首長任期に合わせた総合計画の計画期間にすることで、政策と計画が一致し、責任が明確化される。また、実施計画等がない事業は原則行わないとすることで、まちの自律を確保することができる。

イ ①イについては、長期計画を定めても時代の変化についていけないとの主張であるが、総合計画を10年又は5年という比較的長い期間を設定していたことに原因がある。対策としては、時代の急激な変化に対応できる計画期間の設定をすることである。たとえば、首長任期の4年間を計画期間とすることである。

ウ ①ウについては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したので、これさえあれば総合計画は不要という考えのようだ。しかし、まち・ひと・しごと創生総合戦略は人口減少対策という総合計画の中の一部にしか過ぎない。これをもって、総合計画は不要というのは、あまりにも乱暴な話である。さらに言うとしたら、国の政策さえあれば、市町村の計画は不要ということは地方自治の否定とも言える。対策としては、国の政策からの自立し、そして独自の自律した総合計画の策定を行うことである。

エ ①エについては、総合計画の事業と行政職員の業務とのリンク付けがされていないことが原因である。対策としては、行政職員が行う業務は実施計画の事業シートにより管理し、その結果は職員の業績評価に反映されるようにする。そうすると、行政職員は総合計画を重要視するようになる。

(2) 総合計画が持つ意味

① 総合計画は誰のものか

総合計画は、そのまちに住む人みんなのものである。したがって、計画(P)・評価(C)・改善(A)段階に、住民・議会・首長(職員)の意見を反映させた総合計画であるべきである。しかし、最近、基本構想のみを住民参加や議会の議決を経るが、そのあとの基本計画や実施計画への住民や議会の関与がない、又は、評価・改善段階での住民や議会の関与がない、いわゆる首長のための計画になっている市町村が見受けられる。

計画・評価・改善段階で、コスト削減のため住民参加や議会の協力を省くとしたら、協力が必要なき、住民や議会の協力が得れないことが、かえって、コスト増にならないか。

② 10年に1度の見直しでは時代の変化に対応できない

長期ビジョンと基本計画を10年(5年)から4年に1度の見直しに転換が必要ではないか。

未来ビジョン(みんなで作るまちの姿を描く)、人口ビジョン(現状の人口動向の分析を踏まえて、30年先を見据えた8年後の地域像を描く)、財政ビジョン(将来財政支出入の見通し)、産業ビジョン(就業・従業人口、産業別経済指標等の見通し)、土地利用ビジョン(計画的な土地利用、都市環境づくり等の見通し)のような長期ビジョンと基本計画を4年ごとに策定し、時代変化に対応する計画とすべきである。

③ 政策と計画の融合が必要では

総合計画が機能しない原因の一つが、計画(総合計画)と政策(首長マニフェスト)の不一致にある。

首長任期と総合計画策定期間を合わすことで、4年に1度(首長選挙の度)、長期ビジョンと基本計画、さらに事業の具体化をした実施計画までも住民参加や議会の議決を経て策定することで、まちに住むみんなの自治体計画とすることができる。

④ 総合計画(地域課題を解決する政策集)を育てる仕組みが必要

計画・予算執行後、行政による内部評価を行い、これを参考に住民による外部評価、議会議員による議会評価を行い、それぞれの評価結果をもとに、次年度の事業・予算化することで、総合計画を通し、まちの自治を育てる仕組みが出来、まちの自治・自律が確立することができる。

5. 総合計画策定への提案

(1) みんなの計画になる仕組み

①総合計画の構成

総合計画の構成は基本計画と実施計画(分野別計画含む)の2層式とする。基本計画には従来の基本構想に当たる未来ビジョン、人口ビジョン、財政ビジョン、産業ビジョン、土地利用ビジョンを長期的視点でまとめ、基本構想を兼ねた基本計画とする。

②計画期間

計画期間は首長任期に合わせ4年とする。このことによって、首長選挙時に争点となったマニフェスト(地域課題)を総合計画に反映できる仕組みとする。これにより、政策と計画を一致させ、責任の明確化を図る。それと同時に、長期的視点で時代の変化に対応した計画を実現する。

③住民参加と議会の議決範囲

総合計画の基本計画と実施計画(分野横断的計画)の策定は、住民参加により住民の意見を反映すると同時に、首長のマニフェスト、行政職員によるプロジェクトチームや議会からの提言を加味し、総合計画(基本計画・実施計画)案を策定すると共に、議会の議決(基本計画・実施計画)を経ることとする。

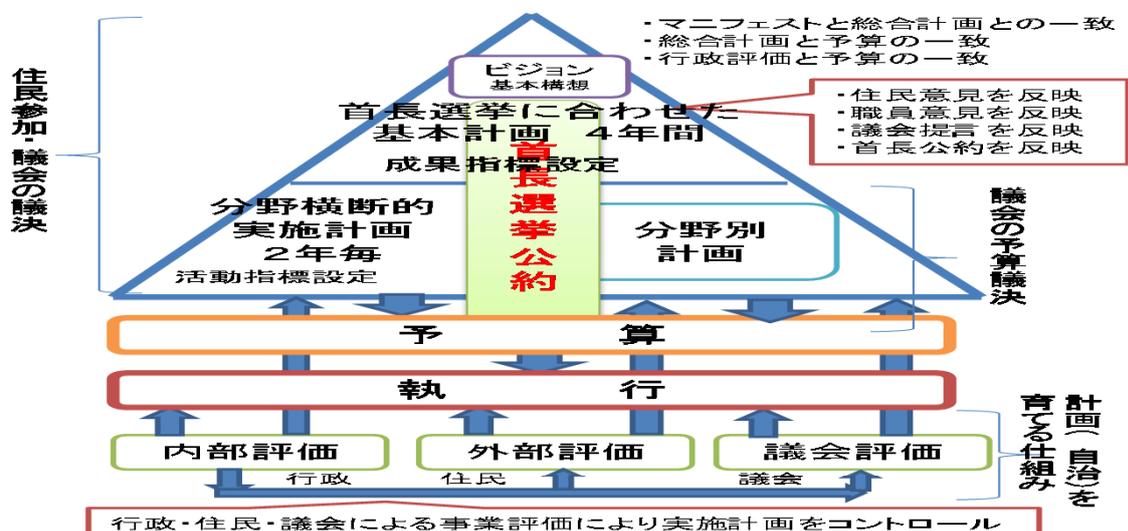
④基本計画と実施計画(分野横断的計画)との連携及び見直し

基本計画と実施計画(分野横断的計画)との連携及び基本計画と分野別計画との連携をとると同時に、実施計画(分野別計画含む)にない計画は原則行わないとする。ただし、実施計画は2年毎に見直しをし、実態に合わせる。さらに、国からの補助事業については、まちの財政状況等を考慮し、住民生活に必要な事業のみとする。もし、実施計画等を変更する場合は総合計画審議会への説明と同意、議会の説明と議決を得ることとする。

⑤実施計画及び分野別計画と予算及び評価

実施計画と分野別計画にある事業のみが予算化の対象となる。実施計画(分野別計画含む)にある事業はすべて、事業シートにより進捗管理され、この事業シートを基に、内部評価、外部評価、議会評価、議会評価が行われ、次年度の予算に反映される。その結果はすべて公表される。

みんなの計画になる仕組みの図



(2) 首長任期と総合計画の計画期間

首長任期4年と総合計画の計画期間を合わせるためには、下図のような工夫が必要になる。首長選挙後の1年間は、前任の首長が策定した計画を行う一方で、新首長のもと、1年間をかけて、新総合計画を策定する。したがって、新総合計画は新首長の2年目からスタートとなる。

しかし、前首長が策定した計画で、新首長のマニフェストと大幅に相違する事業がある場合は、1年目から、手続きを経て前計画を修正し、実施することができる。



(3) 計画を育てる仕組み(自治を育てる仕組みでもある)

計画を育てる仕組みとしては、総合計画を策定後、住民・議会が総合計画に関わる手段を制度として持つかが重要になる。具体的には、事業執行後の評価に住民・議会が関わり、結果を外部評価、議会評価としてまとめ、その結果が、次年度の事業の継続・見直し・廃止に反映され、次年度予算に反映されることで、住民・議会が政策への関与を実感として感じ取れる。すなわち、計画を育てる仕組みは、まちの自治を育てる仕組みそのものである。

当然、評価結果は公表され、住民への説明する機会が作られ、住民も意見を言う機会も設けられる。

計画を育てる仕組み

総合計画の要素	長期的	総合的	計画的	首長選挙公約反映	議会提言提出	予算との連携	進捗確認指標	内部評価	外部評価	議会評価
現状	○	○	○	—	—	○	—	○	—	—
提案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) —は比較的行われていない。

2. アンケート調査票

2017総合計画に関するアンケート調査票

(関係部署がある場合は協議して回答願います。回答は5月26日までです。)

市町村名		氏名	
回答担当課・職位		電話	

基礎情報

項目	回答欄
現総合計画の名称	例：第〇期〇〇〇〇 第
現総合計画の期間	平成 年度 ～ 平成 年度 (年間)
次期首長改選時期	平成 年 月

(注1) 次期計画を策定中で大枠が決まっている場合は現在策定中の総合計画でお答えください。

(注2) 基本構想が長期の場合は基本計画の期間でお答えください。

1. 総合計画の基本情報

問1. 貴市町村の総合計画の策定状況について、以下の選択肢のうち、あてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 平成23年8月1日以降に策定した総合計画(大枠策定済みも含む)
	2. 平成23年8月1日以前に策定した総合計画
	3. 総合計画を策定しない予定である ⇒アンケート調査終了 その理由()

(注) 基本構想が長期の場合は基本計画の策定期間でお答えください。

問2. 基本構想の策定義務廃止後(平成23年8月1日以降)に策定した総合計画の法的根拠について、以下の各項目であてはまるものすべてを選び、選択欄に○印をつけてください

選択欄	選 択 肢
	1. 自治基本条例(まちづくり基本条例等)を制定し、総合計画を策定することとした
	2. 総合計画策定条例を制定し、総合計画を策定することとした
	3. 要綱等を定めて総合計画を策定することとした
	4. 特に具体的に対応していない ⇒問3へ
	5. その他(具体的に:)

「1」～「3」を選択した場合、条例等での総合計画の範囲は(複数選択可)

選択欄	選 択 肢
	1. 基本構想
	2. 基本計画
	3. 実施計画
	4. その他(具体的に:)

基本構想の策定義務廃止後、総合計画の体系や策定手法を変更しましたか

選択欄	選 択 肢
	1. 変更あり (具体的に:)

	2. 変更なし
--	---------

問3. 基本構想の策定義務廃止後（平成23年8月1日以降）に策定した総合計画を議会の議決事件とする法的根拠について、以下の各項目であてはまるものを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 地方自治法第96条第2項の規定に基づき独自に条例で、総合計画を議決事件とした
	2. 自治基本条例（まちづくり基本条例等）で、議決事件とすることを明らかにした
	3. 議会基本条例を制定し、総合計画を議決事件とした
	4. 総合計画策定条例で、総合計画を議決事件とした
	5. 総合計画策定に関する規定（要綱等）で、総合計画を議決事件とした
	6. 総合計画を策定するが、総合計画を議決事件としていない ⇒問4へ
	7. その他（具体的に： _____）

「1」～「5」を選択した場合、条例等での総合計画の議決範囲は（複数選択可）

選択欄	選 択 肢
	1. 基本構想
	2. 基本計画
	3. 実施計画
	4. その他（具体的に： _____）

問4. 貴市町村の総合計画体系はどのようになっていますか。以下の選択肢のうち、あてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 基本構想・基本計画・実施計画の3層で策定
	2. 基本構想・基本計画の2層で策定
	3. 基本構想・実施計画（実行計画）の2層で策定
	4. 基本計画・実施計画（実行計画）の2層で策定
	5. 基本計画または実施計画（実行計画）のみの1層で策定
	6. 基本構想のみの1層で策定
	7. その他（概要： _____）

問5. 総合計画はどのような性格で策定されておりますか。あてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 総合計画は住民・議会・長・職員が共有する自治体計画としての性格を有する
	2. 総合計画は住民・議会・長・職員が共有する自治体計画と行政（首長）が責任を負う行政計画との二つの性格を有する
	3. 総合計画の全計画を原則として首長を長とする行政が責任を負う行政計画としての性格を有する
	4. その他（具体的に： _____）

問6. 貴市町村で、総合計画の策定を継続する実質的な理由は、なんですか。以下の各項目からあてはまるものすべてを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 基本構想に実行手段を伴わせて体系づける必要があるため
	2. 総合計画がないと予算編成や施策事業の実施など行政実務に支障があるため
	3. 総合計画がないと住民との協働を進めるうえで支障があるため
	4. 首長のマニフェストやビジョンを具体的に表現する手段となっているため
	5. 行財政運営の効率化のため、施策・事業をあらかじめ特定しておく必要があるため
	6. 従来あった総合計画がなくなるのは後退になるため
	7. 道内市町村の多くが策定しているため
	8. 総合計画がないと議会や住民からクレームや要請が来ると予想されるため
	9. その他（具体的に： _____）

問7. 問4でご回答いただいた構想・計画の期間（年数）をご記入ください。特に期間を定めていない場合は「—」とご記入ください。また、それぞれの構想・計画が議会の議決事件になっているか否かについて、下段の「対象・非対象」のいずれかあてはまる方を○で選択してください。また、その根拠となる規定もご記入ください。

さらに、構想・計画期間内で定期的な内容の見直し（ローリング）を予め想定している場合はそのサイクル（期間）をご記入ください。

基本 構想	年間		基本 計画	年間		実施計 画	年間	
	平成	年度～ 年度		平成	年度～ 年度		平成	年度～ 年度
	対象 ・ 非対象			対象 ・ 非対象			対象 ・ 非対象	
	条例			条例			条例	

 構想・計画で定期的な内容の見直し（ローリング）を想定している場合のサイクル

基本 構想	年ごと	基本 計画	年ごと	実施 計画	年ごと

問8. 住民が市町村の総合計画の事業を知るために、総合計画が一冊にまとめられていますか。以下の選択肢のうち、あてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 基本構想と基本計画が一冊にまとめられている
	2. 基本構想と基本計画が分冊されている

 住民の入手方法は（複数回答可）

選択欄	選 択 肢
	1. 市町村のホームページから入手できる
	2. 担当課・広報コーナーで閲覧又は購入等できる
	3. 入手方法がない
	4. その他（具体的に： _____）

問 9. 総合計画関連の問として、地方創生関連交付金を受けていますか。以下の選択肢のうち、活用したものすべてを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 26 補正地方創生先行型交付金
	2. 27 補正地方創生加速化交付金
	3. 28 当初地方創生推進交付金
	4. 28 補正地方創生拠点整備交付金
	5. 29 当初地方創生推進交付金
	6. 事業申請なし

2. 総合計画の P l a n 段階

問 10. 貴市町村では、総合計画を策定する際、策定プロセスに住民等の参加機会を設けましたか。以下の各項目からあてはまるものすべてを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 総合計画審議会の委員委嘱
	2. アンケート（市民意識調査等）の実施
	3. グループインタビューや団体ヒアリングの実施
	4. ワークショップ（グループ討議）の開催
	5. 計画案の説明会の開催
	6. パブリックコメントの実施
	7. その他（具体的に： _____）

「1」の総合計画審議会に諮問される総合計画の範囲はどこまでですか（複数選択可）

選択欄	選 択 肢
	1. 基本構想
	2. 基本計画
	3. 実施計画

問 11. 問 10 で「1」を選択した方に伺います。行政が運営する会議（総合計画審議会など）に占める公募委員の割合は、どの程度ですか。あてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 全員（100%）
	2. 3分の2程度（具体的に 約 ____ %）
	3. 2分の1程度（具体的に 約 ____ %）
	4. 3分の1以下（具体的に 約 ____ %）
	5. 公募はしていない

問 12. 問 10 で「2」を選択した方に伺います。貴市町村で実施した住民へのアンケート調査は、どの程度の周期で実施していますか。あてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 毎年度実施している
	2. 隔年で実施している
	3. 総合計画策定時に合わせて実施している

問 13. 貴市町村では、総合計画を策定する際の職員参加はどのように行われておりますか。あてはまるものすべてを選び、選択欄に○印をつけてください。また、○をつけた項目に参加した職員の募集・指定方法について下段の選択肢からあてはまるもの1つを選び選択欄に○印をつけてください。

【職員参加の実施方法】

選択欄	選 択 肢
	1. 庁内策定委員会に参加し、計画案の策定に参加した
	2. 庁内策定委員会が策定した計画案に職員として意見を述べた
	3. 職員提言委員会（職員プロジェクト）を作り、庁内策定委員会や総合計画審議会へ提言をまとめた
	4. 職員参加の方法は行っていない
	5. その他（具体的に： _____）

「1」を選択した方の参加職員の募集・指定方法はどれですか（複数選択可）

選択欄	選 択 肢
	1. 企画・政策部局から職務（ポスト）を指定
	2. 各分野（施策）の所管課からの推薦
	3. 一定の基準を設けて公募（基準をご記入ください： _____）
	4. 全職員から公募
	5. その他（具体的に： _____）

問 14. 総合計画策定にあたり、首長選挙時のマニフェストを総合計画案に反映する仕組みがありますか。あてはまるもの1つを選び選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 反映する仕組みがある
	2. 反映する仕組みがない（首長のマニフェストがない） ⇒問 15へ
	3. 反映する仕組みがない（総合計画策定期と首長選挙の時期が合っていない） ⇒問 15へ

「1」を選択した場合、計画のどの部分に反映されましたか（複数選択可）

選択欄	選 択 肢
	1. 基本構想
	2. 基本計画
	3. 実施計画

問 15. 総合計画策定にあたり、議会からの総合計画案への提言等を受けましたか。あてはまるもの1つを選び選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 提言等を受けた
	2. 提言等を受けていない ⇒問16へ
	3. その他（具体的に： _____）

↓ 提言等内容は公表されていますか

選択欄	選 択 肢
	1. 市町村のホームページ等に公表されている
	2. されていない

↓ 提言等を受けた方は提言内容をご記入ください

--

↓ 議会からの提言は計画のどの部分に反映されましたか（複数選択可）

選択欄	選 択 肢
	1. 基本構想
	2. 基本計画
	3. 実施計画

問 16. 総合計画は、貴市町村の住民に対してどのように説明、周知されていますか。以下の各項目からあてはまるものすべてを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 総合計画に関する説明会を住民対象に行われている
	2. 職員による出前講座など、住民の求めに応じて説明するしくみがある
	3. ホームページに掲載して住民が参照できるようにしている
	4. 庁舎などの公共施設に常備して住民が閲覧できるようにしている
	5. 概要版やリーフレットを作成して全戸配布している
	6. CATVの行政情報番組を通じて内容を説明している
	7. 広報紙で概要を知らせている
	8. その他（具体的に： _____）

問 17. 貴市町村の総合計画では、計画策定にあたって数量フレームを設定（掲載）していますか。設定（掲載）している項目にあてはまるものすべてを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 人口フレーム（将来人口・世帯数等の見通し）
	2. 財政フレーム（将来財政支出入の見通し）
	3. 産業フレーム（就業・従業人口、産業別経済指標等の見通し）
	4. 土地利用フレーム（住宅用地、産業用土地利用面積等の見通し）
	5. その他（具体的に： _____）

3. 総合計画のD o 段階

問 18. 貴市町村の実施計画と予算の関係について伺います。あてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 実施計画にない事業は予算化されない ⇒問19へ
	2. 実施計画にない事業も予算化される

「2」を選択した方は、その理由を選択ください（複数選択可）

選択欄	選 択 肢
	1. 首長の意向
	2. 国の補助事業
	3. その他（具体的に： _____）

問 19. 首長選挙において、マニフェストを公表している市町村にお伺いします。首長のマニフェストと予算の関係について伺います。あてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. マニフェストに掲載の事業は、すべて予算化されている
	2. マニフェストに掲載の事業は、予算化されているものと予算化されていないものがある
	3. マニフェストに掲載の事業は、まったく予算化されていない

4. 総合計画のC h e c k & A c t i o n 段階

問 20. 貴市町村では総合計画の進行管理のため、施策・事業を内部評価する制度がありますか。以下の各項目であてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。また、「1」～「3」を選択した場合は、その制度の根拠規程及び管理方法を選択肢からあてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 施策・事業とも評価する制度がある
	2. 施策のみ評価する制度がある
	3. 事業のみ評価する制度がある
	4. 施策・事業とも評価する制度はない ⇒問21へ

「1」～「3」を選択した方は、その制度の根拠規程（1つ選択）

選択欄	選 択 肢
	1. 条例・規則で評価制度の運用を定めている 条例名（ _____ ）
	2. 要綱で評価制度の運用を定めている
	3. 根拠規程を定めていない
	4. その他（具体的に： _____）

「1」～「3」を選択した方は、その具体的管理方法（1つ選択）

選択欄	選 択 肢
	1. 事業ごとに評価シートで管理している
	2. 評価シートとは別な方法で管理している (具体的に：)

事業シートは公表されていますか

選択欄	選 択 肢
	1. 市町村のホームページ等に公表されている
	2. されていない

内部評価で「改善」「廃止」の評価を受けた場合は実施計画を見直しますか

選択欄	選 択 肢
	1. 見直しする
	2. 見直ししない

問 21. 貴市町村では、総合計画の進行管理において施策・事業を外部評価する制度はありますか。以下の各項目のうちあてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 施策・事業とも評価する制度がある
	2. 施策のみ評価する制度がある
	3. 事業のみ評価する制度がある
	4. 施策・事業とも評価する制度はない ⇒問24へ

「1」～「3」を選択した方は、その制度の根拠規程（1つ選択）

選択欄	選 択 肢
	1. 条例・規則で評価制度の運用を定めている 条例名 ()
	2. 要綱で評価制度の運用を定めている
	3. 根拠規程を定めていない
	4. その他 (具体的に：)

外部評価の結果は公表されていますか

選択欄	選 択 肢
	1. 市町村のホームページ等に公表されている
	2. されていない

外部評価結果が「廃止」と評価された事業の扱いについて

選択欄	選 択 肢
	1. 外部評価で「廃止」と評価された事業は、行政として「廃止」の方向で調整され、予算化されない
	2. 外部評価で「廃止」と評価された事業は、行政として「改善」の方向で事業見直しがされ、予算に反映される
	3. 外部評価で「廃止」と評価された事業であっても、行政は外部評価に関係なく、計画通り予算に反映される
	4. その他 (具体的に：)

問 22. 問 21 で「1」～「3」とご回答いただいた方に伺います。貴市町村が外部評価の選定方法はどれですか。以下の各項目のうちあてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 総合計画に掲載されている全施策・全事業
	2. 総合計画掲載施策・事業のうち外部評価委員会が希望する施策・事業
	3. 総合計画掲載施策・事業から行政が一定の基準（重点プロジェクト、予算規模等）で抽出した施策・事業
	4. その他（具体的に： _____）

問 23. 問 21 で「1」～「3」とご回答いただいた方に伺います。貴市町村の外部評価組織はどの属性の人で構成されていますか。以下の各項目のうちあてはまるものすべてを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 学識経験者
	2. 住民
	3. 在勤者・企業
	4. 業界団体の代表
	5. 自治会・町内会
	6. 市民団体・NPO
	7. その他（具体的に： _____）

問 24. 貴市町村では総合計画の進行管理として施策に定量的な指標・目標値を設定していますか。以下の【指標・目標値の設定状況】の各項目であてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。また、「1」「2」を選択した場合、その指標の性格について、【指標・目標値の性格】の各項目であてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。

【指標・目標値の設定状況】

選択欄	選 択 肢
	1. すべての施策に定量的な指標・目標値を設定している
	2. 一部の施策に定量的な指標・目標値を設定している
	3. 定量的な指標・目標値は設定していない ⇒問 26へ



「1」「2」を選択した方は、指標・目標の性格について選択ください（1つ選択）

【指標・目標値の性格】

選択欄	選 択 肢
	1. ほとんどの指標でアウトカム指標※1（成果指標）を用いている
	2. アウトカム指標を中心に用いているが、アウトプット指標※2（活動指標）も用いている
	3. アウトプット指標を中心に用いているが、アウトカム指標も用いている
	4. ほとんどの指標でアウトプット指標を用いている

注）※1：施策・事業の実施により発生する効果・成果を表す指標（例：渋滞緩和時間、市民満足度）

※2：施策・事業の実施により直接発生した事業量（例：道路整備延長）

問 25. 問 24 の【指標・目標値の設定状況】で「1」「2」と回答した方に伺います。貴市町村が総合計画において、これらの指標・目標値を設定する狙いはなんですか。以下の各項目であてはまるものすべてを選び、選択欄に○印をつけてください。

選択欄	選 択 肢
	1. 予算査定への活用のため
	2. 施策や事業の目的、内容、達成度など評価結果を公表することによって、住民への説明責任の向上を図り、住民に分かりやすい行政運営を目指すため
	3. 施策や事業を客観的に評価し、その結果を翌年以降に活かしていくことによって、業務の効率性・有効性の向上を図るため
	4. 自己評価による事務改善やコスト意識を通じて、職員の政策形成能力の向上や意識改革を図るため
	5. 施策・事業評価をしやすくするため
	6. 進行管理を行いやすくするため
	7. その他（具体的に： _____）

問 26. 行政が実施した事業評価に対し、議会が事業評価を行っていますか。あてはまるもの1つを選び、選択欄に○印をつけてください。また、関連の問にもご記入ください。

選択欄	選 択 肢
	1. 行っている（ _____ 年度から実施）
	2. 行っていない ⇒問 27へ
	3. 検討中

「1」を選択した方は、議会が行う事業評価の事業選択の範囲はどれですか（1つ選択）

選択欄	選 択 肢
	1. 全事業
	2. 特に議会として調査すべき事業を選択したもの
	3. その他（具体的に： _____）

「1」～「3」を選択した方は、事業の方向性（継続・改善・廃止等）を判定していますか

選択欄	選 択 肢
	1. 判定を行っている
	2. 判定を行っていない

議会の事業評価の結果は公表されていますか

選択欄	選 択 肢
	1. 市町村のホームページ等に公表されている
	2. されていない

議会が行った事業評価の結果はどのように扱われておりますか

選択欄	選 択 肢
	1. 議会の評価で「廃止」と評価された事業は、行政として「廃止」の方向で調整される（議会の評価を最大限尊重）
	2. 議会の評価で「廃止」と評価された事業は、行政として「改善」の方向で事業見直しがされる（議会の評価を考慮した姿勢を示す）
	3. 議会の評価で「廃止」と評価された事業であっても、行政は議会の評価に関係なく、計画通り実施する（議会の評価を考慮しない）
	4. その他（具体的に： _____）

5. 総合計画のマネジメントにおける重点課題について

問 27. 貴市町村ではこれまでご回答いただいた各設問（総合計画のマネジメント項目）のうち、どの項目に課題があるとお考えですか。以下の各項目のうちあてはまるものを5つまで選び、選択欄に○印をつけてください。また、その他、総合計画マネジメントにおける課題認識について、下段の枠内に自由にご記入ください。

選択欄	選 択 肢
	1. 総合計画の計画体系
	2. 総合計画の計画期間・ローリング
	3. 総合計画の議決事件化の範囲
	4. 総合計画への事業の掲載方法
	5. 首長の交代に伴う計画マネジメント
	6. 総合計画体系に対応した組織のあり方
	7. 総合計画と自治基本条例との関係
	8. 地方自治法改正後の総合計画への影響と対応
	9. 計画策定段階における市民参加の手法
	10. 進行管理・評価段階における市民参加の手法
	11. 計画策定段階における職員参加の手法
	12. 総合計画への数量フレームの設定
	13. 分野別計画の総合計画への準拠
	14. 総合計画への重点プロジェクトの設定方法
	15. 総合計画の予算編成への反映ルール
	16. 総合計画の進行管理（評価制度）
	17. 総合計画の進行管理（指標設定）
	18. その他（具体的に： _____）

【課題認識】

具体的に：

--

6. その他

問 28. 貴市町村の総合計画策定において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

--

問 29. 貴市町村の総合計画策定において、参考になる、あるいは参考にしている他市町村を挙げてください。

【回答欄】

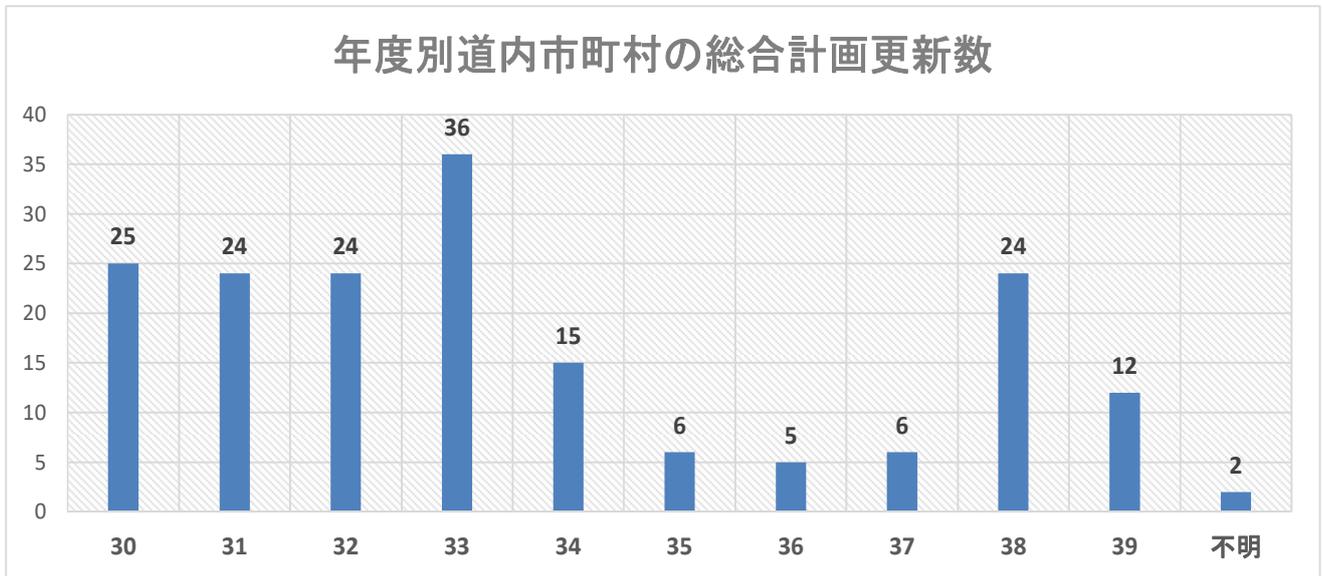
--

以上、お疲れ様でした。

3. 道内自治体における総合計画の策定状況

基本構想の策定義務が廃止（平成23年8月1日地方自治法改正）となった24年度以降の総合計画の形態と24年度以前の総合計画の形態を比較することで、その変化の特徴を分析する。

	開始年度	終了年度	見直し年度	開始年度	市		町村		計		計	回答数	回答率
					数	比率	数	比率	数	比率			
以前 (策定前)	20	29	28	30	7	20%	18	13%	25	14%	109 (61%)	63	58%
	21	30	29	31	6	17%	18	13%	24	27%			
	22	31	30	32	2	6%	22	15%	24	41%			
	23	32	31	33	5	14%	31	22%	36	61%			
以降 (策定済)	24	33	32	34	3	9%	12	8%	15	69%	68 (39%)	47	69%
	25	34	33	35	1	3%	5	3%	6	73%			
	26	35	34	36	1	3%	4	3%	5	75%			
	27	36	35	37	1	3%	5	3%	6	79%			
	28	37	36	38	4	11%	20	14%	24	92%			
	29	38	37	39	4	11%	8	6%	12	99%			
—	不明	—	不明	1	3%	1	1%	2	1%	2	1		
—	計	—	—	35	100%	144	100%	179		179	111		



- ・「策定前」の市町村は61%あり、「策定済」は39%と、まだ、6割の市町村では、自主的策定の総合計画に切り替わっていない。
- ・「策定前」と「策定済」の市町村の調査回答への意欲を見ると、「策定済市町村」が69%、「策定前市町村」が58%と、「策定済市町村」の方が回答意欲が高かった。

あとがき

この報告書をまとめるにあたって、北海道内111市町村から調査に回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。また、追加質問にも快く答えていただいた職員の皆さんにも合わせて、感謝申し上げます。

さらに、本調査の調査票を作成する段階で、ご意見をいただいた、北海道大学名誉教授神原勝氏に心から感謝申し上げます。

今回の調査において、調査票の調査項目や調査分析の仕方等で、至らない点が多々あったように思う、この点は今後の調査に活かすようにしたい。

また、現在、次期総合計画の策定中の市町村からは、この調査結果を見て、取り入れられることがあれば、取り入れたいので、早期の公表をして欲しいとの意見もあったが、報告書をまとめるにあたって、時間がかかったこともお詫びしたい。

この調査の過程で、興味深かったことは、総合計画が機能していないという総合計画不要論もあったが、総合計画がなければ計画体系や予算編成に支障が出るので現状のまま継続するという意見がほとんどであった。それに対し、総合計画の課題であった計画期間を首長任期に合わせることで、積極的に総合計画を活用するという市町村はごく少数であった。

最後に、この調査を通じて「まちの自律」とは何かについて考えさせられた。「まちの自律」とは「住民が住み続けたいと思うまちのこと」であり、そのためには、まちのみんなの総合計画であることが重要で、総合計画を中心に行政運営が行われていることが自律の証である。その証を絵に描いた餅にするかどうかは、それぞれの「まちの自律」の成熟度が問われているように思う。

以上

「2017北海道内市町村の総合計画
に関する調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5－401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : koukyou-seisaku@goo.jp

<http://koukyou-seisaku.com/>